

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

のしおり

(産業廃棄物 排出事業者向け)

令和8年4月

大 阪 府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課
大 阪 市 環境局 環境管理部 環境管理課
堺 市 環境局 環境保全部 環境対策課
豊 中 市 環境部 環境指導課
吹 田 市 環境部 環境保全指導課
高 槻 市 市民共創部 資源循環推進課
枚 方 市 環境部 環境指導課
八 尾 市 環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物指導室
寝屋川市 環境部 環境保全課
東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課

まえがき

この「しおり」は、産業廃棄物を排出する事業者が、産業廃棄物の適正処理と減量化を進める上で知っておくべき法令の内容を取りまとめたものです。

産業廃棄物の処理について規定している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」といいます。）は、平成22年の法改正により、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合における努力義務として「処理の状況に関する確認を行うこと」が明確化されるなど排出事業者責任がさらに強化されました。廃棄物処理法は、環境法令の中でもとりわけ難解であると言われていたとともに、罰則が厳しいこと（例えば、不法投棄・不法焼却に対する罰則は、行為者に課せられる拘禁刑が5年以下、両罰規定で法人に課せられる罰金が3億円以下です。）でも知られています。また、委託した処理業者が不法投棄をした場合には、委託基準やマニフェスト制度に違反した排出事業者は、その違反がケアレスミスによる委託契約書やマニフェストの記載不備などであったとしても、原状回復等の措置命令の対象となることがあります。さらに廃棄物処理法で定める委託基準・マニフェスト制度や不法投棄・不法焼却の禁止規定などには、水質汚濁防止法など多くの公害規制法令と異なり「裾きり」という発想がなく、産業廃棄物の排出量や委託回数に関わらず、委託基準などの遵守義務が排出事業者に課せられることに注意が必要です。

そこで、この「しおり」を参考として、

- ① 産業廃棄物該当性（廃棄物か有価物か、産業廃棄物か一般廃棄物かなど）や産業廃棄物の種類（汚泥か動植物性残さかなど）について、自社の判断が法令を逸脱していないか。
- ② 自社で行う産業廃棄物の保管、運搬、処分、再生の方法が、法令の基準に適合しているか。
- ③ 処理業者への委託について、委託基準やマニフェスト制度を遵守しているか。また、排出事業者の注意義務の規定（発生から最終処分が終了する一連の処理工程における適正処理確保のための措置）に照らして、排出事業者責任を全うしているか。

などについて、今一度点検し、問題があれば必要な改善を行うようにしてください。その際には、担当者任せにすることによるチェックの不徹底や前例踏襲による法令への抵触が起きないように留意し、法的に疑問な点があれば所管の行政に確認することが望まれます。

特に、処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合には、処理業者任せにしないことが重要です。排出事業者責任のもとに、産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託することができますが、産業廃棄物の処理委託契約については、民法上の「契約自由の原則」（締結の自由、相手方の自由、内容の自由、方法の自由）が制限され、契約の相手方は産業廃棄物処理業者（許可業者）に限られるほか、委託基準で定められている書面による契約締結や契約書記載事項等を遵守する必要があります。何よ

りも、産業廃棄物の委託処理は、通常の請負契約とは異なり、請負者の瑕疵によって不適正処理が発生した場合であっても、排出事業者に原状回復等の責任が及ぶ場合があるということに留意する必要があります。

このため、排出事業者は、適正処理を確実に行うためのパートナーとして信頼のできる処理業者を選定することが重要であり、平成23年4月に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」を活用することが望まれます。また、平成29年3月環境省通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」及び平成29年6月「排出事業者責任に基づく必要な措置に係るチェックリスト」を受けて、排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要があります。自らが排出した産業廃棄物が不法投棄等不適正に処理された場合は、自らが措置命令の対象となって多額の費用負担が発生するおそれがあるだけでなく、事業者の社会的信用の失墜にもつながりかねません。産業廃棄物の処理に潜む経営リスクを適切に認識して対応をお願いします。

また、循環型社会の形成に向け、排出事業者は、廃棄物の排出抑制を徹底した上で、再使用、再生利用に向けた取組を行うことが求められますが、特に多量排出事業者制度の対象となる事業者は、自らが作成した産業廃棄物処理計画書や計画の実施状況報告書等が平成23年10月からインターネットで公表されることとなり、排出抑制・減量化への自主的な取組が、社会から評価されることになりました。

このように従前にも増して事業者の適正処理と減量化への取組が重要になる中で、事業者には、法令遵守（コンプライアンス）はもとより、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を踏まえた企業経営を実践することが求められています。廃棄物の適正処理と減量化を確実に進めるため、「廃棄物・リサイクルガバナンス」の観点から、責任と役割を明確にした管理体制の下、産業廃棄物の取扱いに係る業務を標準化し、全社的ルールとして全ての従業員に徹底することが必要です。

この「しおり」が、事業所における産業廃棄物の適正処理・減量化推進の一助となることを期待します。

令和8年4月

大阪府	環境農林水産部	循環型社会推進室	産業廃棄物指導課
大阪市	環境局	環境管理部	環境管理課
堺市	環境局	環境保全部	環境対策課
豊中市	環境部	環境指導課	
吹田市	環境部	環境保全指導課	
高槻市	市民共創部	資源循環推進課	
枚方市	環境部	環境指導課	
八尾市	環境部	循環型社会推進課	産業廃棄物指導室
寝屋川市	環境部	環境保全課	
東大阪市	環境部	産業廃棄物対策課	

目 次

■ 排出事業者責任	P. 1
■ 廃棄物の定義	P. 3
● 廃棄物とは	
● 産業廃棄物と一般廃棄物	
● 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物	
■ 産業廃棄物の処理委託 ー委託先の選定ー	P. 9
● 産業廃棄物の処理の委託先	
● 産業廃棄物処理業者の選定	
■ 産業廃棄物の処理委託 ー委託契約の締結ー	P. 12
● 委託契約における遵守事項	
■ 産業廃棄物の処理委託 ーマニフェストの交付ー	P. 15
● マニフェストの交付に関する遵守事項	
● マニフェストに記載すべき事項	
● マニフェストの流れ	
● マニフェストの保存、返送確認等の義務	
● マニフェスト交付等状況の報告	
● マニフェストの交付を要しない場合	
● 勧告・公表・命令	
● 電子マニフェストシステム	
■ 産業廃棄物の処理委託 ー適正処理の確認等ー	P. 20
● 処理の状況の確認	
● 処理困難の通知	
■ 産業廃棄物の自社での保管と処理	P. 21
● 各種基準の遵守	
● 排出場所における産業廃棄物の保管	
● 産業廃棄物の収集・運搬	
● 排出場所以外の場所での産業廃棄物の保管	
● 産業廃棄物の中間処理又は再生	
● 産業廃棄物の埋立処分	
● 帳簿の記載と保存	
● 産業廃棄物処理施設	
■ 多量排出事業者制度	P. 38
● 多量排出事業者の要件	
● 処理計画書と実施状況報告書	
● 産業廃棄物処理計画書の内容	
● 産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容	
● 公表について	
■ 行政処分	P. 40
● 報告徴収及び立入検査	
● 改善命令	
● 措置命令	
● 行政代執行	
■ 罰則	P. 42

資料編

■資料1	建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任	P. 44
■資料2	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格	P. 48
■資料3	感染性廃棄物の判断基準	P. 49
■資料4	PCB 廃棄物	P. 50
■資料5	産業廃棄物の処理を委託できる者[運搬・処分]	P. 51
■資料6	廃棄物データシート(WDS)(様式)	P. 55
■資料7	産業廃棄物処理委託標準契約書[収集運搬用]	P. 57
	産業廃棄物処理委託標準契約書[処分用]	P. 61
■資料8	マニフェスト交付等状況報告書(様式)	P. 65
■資料9	マニフェストの交付を要しない場合	P. 66
■資料10	大阪府循環型社会形成推進条例	P. 67
■資料11	産業廃棄物の事業場外保管に関する届出	P. 69
■資料12	収集・運搬の基準	P. 71
■資料13	中間処理又は再生の基準	P. 72
■資料14	埋立処分の基準	P. 75
■資料15	産業廃棄物処理施設に係る申請等	P. 83
■資料16	産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可申請等	P. 84
■資料17	産業廃棄物処理施設 許可申請手続きの流れ	P. 86
■資料18	産業廃棄物処理施設 維持管理の流れ	P. 87
■資料19	その他産業廃棄物処理施設に係る事項等	P. 88
■資料20	技術管理者の資格	P. 89
■資料21	アスベスト廃棄物の適正処理	P. 90
■資料22	水銀使用製品産業廃棄物	P. 92
■資料23	水銀含有ばいじん等	P. 94
巻末	問い合わせ 報告書等の提出先	P. 95

■排出事業者責任

産業廃棄物は、それを発生させた事業者が最後まで責任をもって最終処分又は再生しなければならず、この責任は処理業者に処理を委託しても免じられるものではありません。これは、「汚染者負担の原則」（PPP：Polluter Pays Principle）^{（注1）}と言われる環境政策の基本原則に則ったものです。

昭和45年に制定された廃棄物処理法によって、産業廃棄物に関する規制が初めて導入されましたが、法の施行当初から排出事業者責任については、次のように定められており、この規定は現在も変わっていません。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努め（中略）なければならない。

その後、累次の法改正によって、排出事業者責任の内容が具体的に規定され、現在では、処理業者への委託に当たっての排出事業者の努力義務として、次のように定められています。

（事業者の処理）

第12条

7 事業者は、前二項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、平成22年法改正により、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任は、元請業者が負うことが明確になりました。詳しくはP.44（資料1）をご覧ください。

【廃棄物処理法改正・通知等と排出事業者責任の強化】

法改正・通知等	排出事業者責任の強化	施行日・通知日等
昭和45年廃棄物処理法制定 （清掃法の全面改正）	産業廃棄物の排出事業者責任を規定	昭和46年9月
昭和51年改正	委託基準創設（罰則で担保） 措置命令の規定を創設（委託基準に違反した排出事業者を含む）	昭和52年3月
平成3年改正	特別管理産業廃棄物についてマニフェスト使用を義務化	平成5年4月
平成9年改正	全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用を義務化 電子マニフェストシステムの導入	平成10年12月
平成12年改正	処理委託に当たっての排出事業者責任を明確化する注意義務を規定 事業者が最終処分の終了まで確認するようマニフェスト制度を強化	平成13年4月

平成 18 年規則改正	マニフェスト交付状況の報告を義務化	平成 20 年 4 月
平成 22 年法改正	処理委託に当たっての事業者の注意義務に「処理状況に関する確認」を追加 建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化	平成 23 年 4 月
平成 29 年環境省通知	排出事業者責任に関する各規定の遵守の徹底 排出事業者自らの責任による自らの廃棄物の適正な処理の徹底	平成 29 年 3 月 21 日
平成 29 年環境省チェックリスト	産業廃棄物の排出時から委託処理までに講ずべき措置についてのチェックリスト	平成 29 年 6 月

このように排出事業者責任が強化されてきた背景には、大規模な不法投棄事件^(注2)が相次いで発生したことがあげられます。不法投棄の現場となった地域では、環境修復のために多大な公費が投入されました。

不法投棄をなくすためには、個々の排出事業者が、委託している処理業者任せにするのではなく、責任をもって適正処理を確保することが必要です。

これまで、委託基準等やマニフェスト制度の強化等がなされてきたところですが、平成 28 年 1 月には食品廃棄物の横流し事案が判明するなど、不適正処理事案が未だに後を絶ちません。このような状況から環境省通知「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について（平成 29 年 3 月 21 日）」及び「排出事業者責任に基づく必要な措置に係るチェックリスト（平成 29 年 6 月）」が取りまとめられました。排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて認識する必要があります。

(注 1) 「汚染者負担の原則」とは、環境対策費用は、汚染原因者が負担すべきであるという原則。1972 年に OECD（経済協力開発機構）が、「環境政策の国際経済面に関する指導原理」の中で勧告した。国際貿易上の各国の競争条件を均等化し、公正な自由競争の枠組みを作ることが目的。

(注 2) 大規模な不法投棄としては、次の事案がよく知られています。

○豊島（てしま）不法投棄事案

香川県小豆郡土庄町豊島の約 69,000 m²の土地で、昭和 50 年代後半から平成 2 年にかけて、シュレッダーダスト、汚泥、鉋さい等約 468,000 m³が不適正処分された。（平成 2 年 11 月発覚）

○青森・岩手県境不法投棄事案

青森県田子町及び岩手県二戸市にまたがる約 27 ha の土地で、昭和 62 年から平成 11 年にかけて、燃え殻、堆肥様物、RDF、汚泥、廃油等約 876,000 m³が不適正処分された。（平成 11 年 11 月発覚）

○岐阜市樺洞（つばきぼら）不法投棄事案

岐阜市樺洞の約 90,000 m²の土地で、平成 2 年から平成 16 年にかけて、木くず、廃プラスチック類、がれき类等約 753,000 m³が不適正処分された。（平成 16 年 3 月発覚）

■ 廃棄物の定義

● 廃棄物とは

廃棄物処理法において、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいいます。〔法第2条第1項〕

また、「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきこととされています。総合的に勘案して判断した結果、有価物と認められないものは廃棄物処理法の適用を受けません。

● 産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻や汚泥等の法及び政令で定められた20種類と輸入廃棄物をいいます。〔法第2条第4項〕

産業廃棄物の種類は、P.5（表-1）に示すとおりであり、これらに該当しない廃棄物は「一般廃棄物」といいます。なお、紙くず等の7種類については、特定の事業活動に伴うもののみ、「産業廃棄物」に該当し、その他の事業活動に伴うものは、「（事業系）一般廃棄物」となります。

この20種類のいずれか複数種類が密接不可分の状態である場合には、該当する種類の混合物として排出しなければなりません。

- 例
- ・製紙工場から排出される紙くず、食品製造業から排出される動植物性残さ…産業廃棄物
 - ・事務所から排出される紙くず、レストランから排出される残飯類…（事業系）一般廃棄物

● 特別管理産業廃棄物と特別管理一般廃棄物

産業廃棄物又は一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」となります。〔法第2条第3項・第5項〕

「特別管理産業廃棄物」の種類は、P.6,7（表-2）に示すとおりです。特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置する事業者は、当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者になることもできます。〔法第12条の2第8項〕

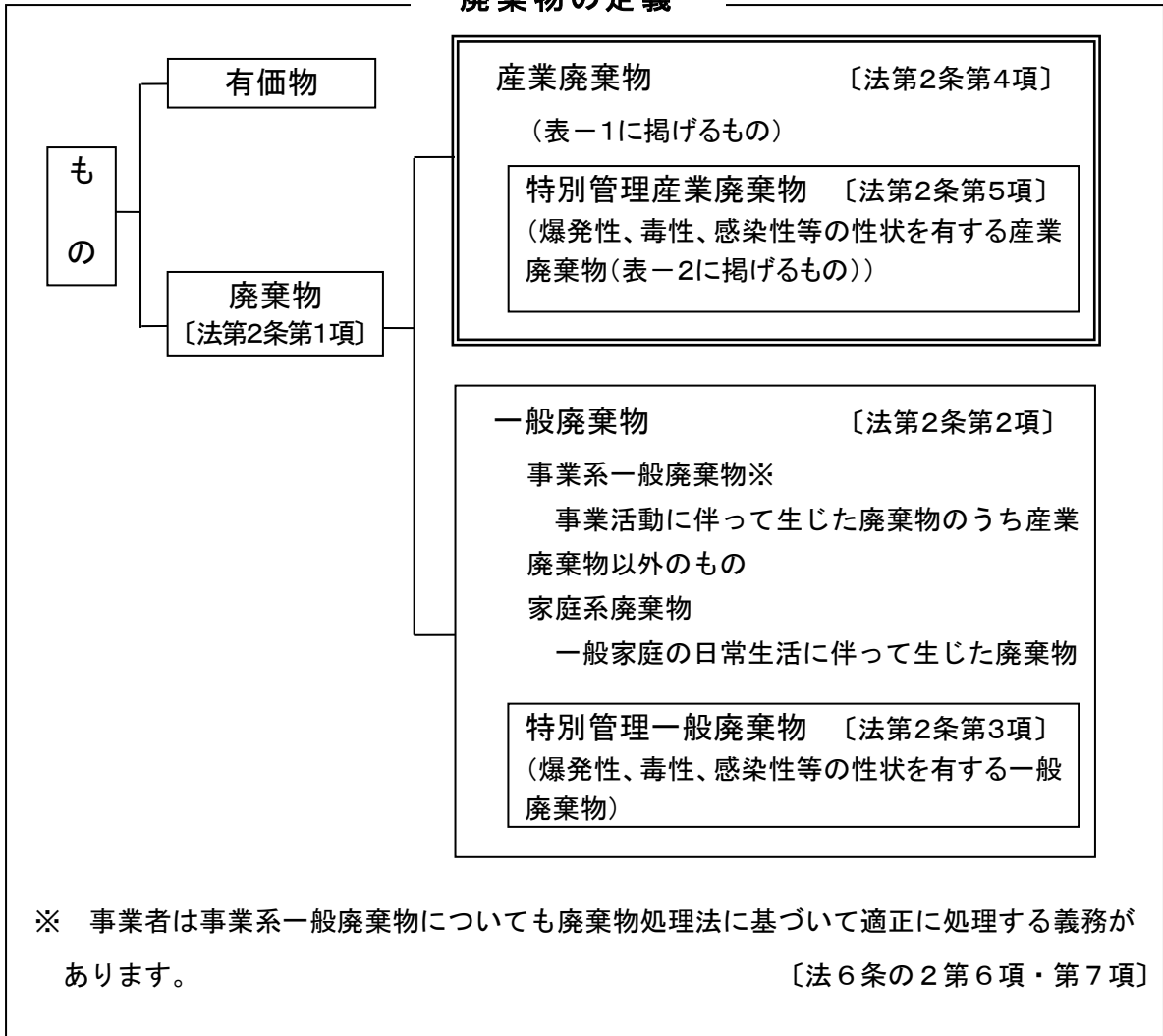
特別管理産業廃棄物管理責任者となるためには、施行規則で定める資格が必要です（P.48（資料2）参照）。

〔法第12条の2第9項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下、施行規則）第8条の17〕

また、保管、運搬、処分に当たり、より厳しい基準が設けられており、事業所に帳簿を備え、特別管理産業廃棄物の処理について記載し、保存しなければなりません。

〔法第12条の2第14項〕

廃棄物の定義



◆ 廃棄物処理法における廃棄物ではないもの

- ・ 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ・ 気体状のもの
- ・ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ・ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ・ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

◆ 指定有害廃棄物

- ・ 指定有害廃棄物である硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物であって著しい腐食性を有するもの；pH2.0以下）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下、施行令）で定める特別の基準による場合等を除き、保管、収集、運搬又は処分をしてはなりません。 [法第16条の3]

【表－1 産業廃棄物の種類】

〔法第2条第4項第1号、施行令第2条〕

種 類		例
全 て の 事 業 活 動 に 伴 う も の	1 燃 え 殻	産業廃棄物焼却炉の残灰、炉清掃排出物、石炭がら、その他の焼却残渣
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、炭酸カルシウムかす、排水溝清掃汚泥、建設汚泥など 注）油分をおおむね5%以上含むものは廃油との混合物になる。
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類、写真定着廃液など、すべての酸性廃液
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液、金属せつけん液、写真現像廃液など、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ペットボトルなど固形状及び液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず、空き缶など
	9 ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（11に掲げるものを除く。）、耐火レンガくず、陶磁器くず、空きビン、石膏ボードなど
	10 鉱 さい	高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ポタ、鑄物砂、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、サンドブラスト廃砂など
	11 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物など
	12 ば い じ ん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの（乾式、湿式は問わず。)
特 定 の 事 業 活 動 に 伴 う も の	13 紙 く ず	以下の条件に当てはまる紙及び板紙くずなど 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニル（PCB）が塗布され、又は染みこんだものに限る。
	14 木 く ず	以下の条件に当てはまる木くず、おがくず、パーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの、物品賃貸業に係るもの及び貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）並びにPCBが染みこんだものに限る。
	15 織 維 く ず	以下の条件に当てはまる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染みこんだものに限る。
	16 動植物性残さ	以下の条件に当てはまるあめかす、のりかす、醸造かす、醱酵かす、魚及び獣のあら等 食品製造業、飲料・飼料・有機質肥料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿 （家畜ふん尿）	以下の条件に当てはまる牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、うさぎ及び毛皮獣等のふん尿等（畜舎廃水を含む。） 〔畜産農業に係るものに限る。〕
	19 動物の死体 （家畜の死体）	以下の条件に当てはまる18と同様の死体 〔畜産農業に係るものに限る。〕
20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固型化物など） 「13号廃棄物」	

※ 下線については、業種を問わず全ての事業活動に伴うものが産業廃棄物となります。

【表－２ 特別管理産業廃棄物の種類】

〔施行令第２条の４〕

引火性廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（燃烧しやすいもの；引火点おおむね70℃未満）
腐食性廃酸		pH2.0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）
腐食性廃アルカリ		pH12.5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）
感染性産業廃棄物※		医療機関等において生じた感染性廃棄物（感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのあるもの）であって汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等であるもの
P C B 廃 棄 物 ※	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され又は染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず・繊維くず・汚泥、PCBが付着し又は封入された廃プラスチック類・金属くず、PCBが付着した陶磁器くず・工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（PCB処理物に係る判定基準（P.8（別表））に適合しないもの）
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	廃水銀等	次の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀又は廃水銀化合物を除く。） ① 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設 ② 水銀使用製品の製造の用に供する施設 ③ 灯台の回転装置が備え付けられた施設 ④ 水銀を媒体とする測定機器（水銀使用製品（水銀圧入法測定装置を除く。）を除く。）を有する施設 ⑤ 国又は地方公共団体の試験研究機関 ⑥ 大学及びその附属試験研究機関 ⑦ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所 ⑧ 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 ⑨ 保健所 ⑩ 検疫所 ⑪ 動物検疫所 ⑫ 植物防疫所 ⑬ 家畜保健衛生所 ⑭ 検査業に属する施設 ⑮ 商品検査業に属する施設 ⑯ 臨床検査業に属する施設 ⑰ 犯罪鑑識施設 （試薬としての水銀又はその化合物については、上記①～⑰の特定施設から生じたもので原体とみなせるものは廃水銀等に該当するが、原体とみなせないもの（例えば、使用後の試薬を含む廃液）は従来の特別管理産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に該当する。）
		水銀若しくはその水銀化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 （水銀若しくはその化合物が含まれている水銀含有再生資源、ばいじん、燃え殻、汚泥等の産業廃棄物又は水銀使用製品が廃棄物となったもの等から廃棄物処理施設等で回収した廃水銀が該当する。なお、上記①～⑰の特定施設以外の施設において水銀使用製品の破損により漏洩した廃水銀は該当しない。）

【表-2 特別管理産業廃棄物の種類】 (続き)

<p>廃水銀等を処分するために処理したもの</p>	<p>廃水銀等を処分するために処理したものであって環境省令で定める基準（水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること）に適合しないもの 具体的には廃水銀等を硫化及び固化したものには特別管理産業廃棄物に該当し、廃水銀化合物等をばい焼施設等により精製した際に生じた残さは特別管理産業廃棄物に該当しない。</p>									
<p>指定下水汚泥等</p>	<p>下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥及び当該指定下水汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準（P.8（別表））に適合しないもの）</p>									
<p>廃石綿等</p>	<p>①石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿 ②石綿建材除去事業において除去された石綿を含むもので次に掲げるもの (1)石綿保温材 (2)けいそう土保温材 (3)パーライト保温材 (4)(1)～(3)と同等以上に石綿の飛散のおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材 ③石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等で石綿が付着しているおそれのあるもの ④大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん装置によって集められたもの ⑤大気汚染防止法の特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場、事業場で用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルター等であって石綿が付着しているおそれのあるもの</p>									
<p>特定有害産業廃棄物 銻さいばいじん 燃え殻 汚泥 廃酸 廃アルカリ 並びに 上記のもの及び下記の廃油を処分するために処理したもの</p>	<p>○施行令で定める施設において生じたもの（銻さいを除く）であって有害物質の判定基準（P.8（別表））に適合しないもの ○燃え殻、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ等のダイオキシン類に係る判定基準（下表）に適合しないもの</p> <table border="1" data-bbox="528 1106 1409 1429"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>含有試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻</td> <td rowspan="2">3 ng-TEQ/g以下</td> </tr> <tr> <td>製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ</td> <td>廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g以下</td> </tr> <tr> <td>上記廃棄物を処分するために処理したもの</td> <td>廃酸、廃アルカリ 100 pg-TEQ/L以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二に掲げる施設</p>	廃棄物の種類	含有試験	廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻	3 ng-TEQ/g以下	製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん	ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g以下	上記廃棄物を処分するために処理したもの	廃酸、廃アルカリ 100 pg-TEQ/L以下
廃棄物の種類	含有試験									
廃棄物焼却炉において生じたばいじん、燃え殻	3 ng-TEQ/g以下									
製鋼用電気炉並びにアルミニウム合金製造用の焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉において生じたばいじん										
ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設*を有する工場等において生じた汚泥、廃酸及び廃アルカリ	廃酸、廃アルカリ以外 3 ng-TEQ/g以下									
上記廃棄物を処分するために処理したもの	廃酸、廃アルカリ 100 pg-TEQ/L以下									
<p>廃油 （廃溶剤に限る）</p>	<p>施行令で定める施設において生じたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン</p>									
<p>ばいじん</p>	<p>輸入された廃棄物の焼却施設（処理能力200 kg/時間以上又は火格子面積2 m²以上）において発生し、集じん施設によって集められたもの（溶融、焼成、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理されたものを除く）</p>									
<p>ばいじん燃え殻汚泥 並びに上記のものを処分するために処理したもの</p>	<p>①廃棄物焼却炉（焼却能力50 kg/時間以上又は火床面積0.5 m²以上）において輸入された廃棄物の焼却に伴って生じたものであって、ダイオキシン類の含有量が3 ng-TEQ/gを超えるもの ②ばいじん（集じん施設で集められたものであって輸入された廃棄物であるもの）、燃え殻及び汚泥（輸入された廃棄物であってダイオキシン類の含有量が3 ng-TEQ/gを超えるもの）</p>									

※の詳細については、P.49～50（資料3, 4）をご覧ください。

【別表 判定基準】¹⁾²⁾

産業廃棄物 有害物質	燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分 するために処理したもの		廃酸、 廃アルカリ
			廃酸、廃アルカリ 以外の場合	廃酸、廃アルカリ の場合	
試験方法 (単位)	溶出試験 (mg/L 以下) ³⁾			含有量試験 (mg/L 以下) ³⁾	
アルキル水銀化合物	不検出 ⁴⁾⁸⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾	不検出 ⁴⁾
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
カドミウム又はその化合物	0.09 ⁵⁾	0.09 ⁵⁾	0.09 ⁵⁾	0.3	0.3
鉛又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
有機燐化合物 ⁶⁾	—	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5 ⁵⁾	1.5 ⁵⁾	1.5 ⁵⁾	5	5
砒素又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
シアン化合物	—	1	1	1	1
PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ジクロロプロパン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
セレン又はその化合物	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	0.3 ⁵⁾	1	1
1,4-ジオキサン	0.5 ⁷⁾	0.5	0.5	5	5

注 1) 判定基準は、総理府令第5号、廃棄物処理法施行規則別表2(廃酸・廃アルカリ)による。

2) 指定下水汚泥は省略。

3) 溶出試験の基準値は、溶媒中に溶出した濃度、含有量の基準値は廃酸、廃アルカリに含まれる濃度を示す。

4) アルキル水銀化合物の不検出とは、アルキル水銀化合物の検出限界0.0005mg/Lをいう。

5) 金属類の基準値は、3倍値基準(土壤に吸着されやすいことが考慮され、排水基準の3倍の値が採用されている)である。

6) 有機燐化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN(オルトエチルパラニトロフェニルオキシベンゼンホスホネート)をいう。

7) ばいじん及びその処理物に適用。

8) 燃え殻を除く。

◆ PCB 処理物に係る判定基準		
処分するために処理したものの種類	溶 出 試 験	含 有 試 験
廃 油	—	0.5 mg/kg 以下
廃 酸、廃 アルカリ	—	0.03 mg/L 以下
廃プラスチック類、金属くず	PCB が付着又は封入していないこと	
陶 磁 器 く ず	PCB が付着していないこと	
上 記 以 外 の も の	0.003 mg/L 以下	—

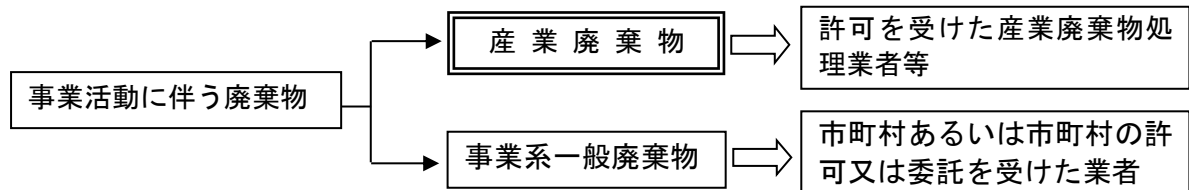
■産業廃棄物の処理委託 ー委託先の選定ー

事業者は、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理（運搬又は処分）を他人に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者等に委託しなければなりません。

〔法第12条第5項、第12条の2第5項〕

●産業廃棄物の処理の委託先

発生した廃棄物の運搬及び処分の委託先は、産業廃棄物か一般廃棄物かで大きく分けられます。



産業廃棄物の処理を委託する場合は、知事（又は政令市長）の許可のある産業廃棄物処理業者のほか、施行規則で定める者に委託することができます。施行規則で定める者の例は次のとおりですが、詳しくはP.51（資料5）をご覧ください。

- ・ 古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類又は古繊維を専門に取り扱う再生業者
- ・ 産業廃棄物の処理をその事務として行う市町村又は都道府県
- ・ 環境大臣による再生利用認定、広域処理認定又は無害化処理認定を受けた業者

そのほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下、「再資源化事業等高度化法」という。）に基づき、環境大臣による認定を受けた業者についても、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要な場合があります。

また、事業系一般廃棄物については、市町村や市町村長が許可又は委託した業者が処理を行います。詳しくは所在の市町村にお問い合わせください。

●産業廃棄物処理業者の選定

産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者をそれぞれ選定しなければなりません。

産業廃棄物処理業者の選定に当たっては、許可証の写し等を入手して、以下の点を確認してください。

- (1) 産業廃棄物処理業の許可には、大きく分けて次の4つの種類があります。
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まない・積替保管を含む）
 - ・ 産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）
 - ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替保管を含まない・積替保管を含む）
 - ・ 特別管理産業廃棄物処分業（中間処理・最終処分）

処理業の事業の範囲には、産業廃棄物の種類や事業の区分（積替保管の有無や処分方法）等があります。委託しようとする産業廃棄物の種類や処分方法等が事業の範囲に含まれているかを確認してください。

※ 「特別管理産業廃棄物」に係る許可だけでは、「特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物」に係る処理はできません。

※ 特別管理産業廃棄物収集運搬業者のうち、感染性産業廃棄物の収集運搬の許可を持つ

者は、感染性一般廃棄物の収集運搬も行うことができます。

同様に、特別管理産業廃棄物処分業者のうち、感染性産業廃棄物の処分の許可を持つ者は、感染性一般廃棄物の処分も行うことができます。

〔法第14条の4第17項、施行規則第10条の20〕

※ 「収集運搬（積替保管を含む）」の許可を受けていなければ産業廃棄物の積替えや保管はできません。

- (2) 産業廃棄物の処理委託は、収集運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に委託しなければなりません。

○ 産業廃棄物収集運搬業者

積み込む場所、積み下ろす場所、途中の積替え保管場所を所管する都道府県知事（又は政令市長）の許可を受けている必要があります。

（注）積み込む場所、積み下ろす場所で政令市長の「収集運搬（積替保管を含む）」の許可を受けている収集運搬業者が、積替保管を伴わない収集運搬（直送）を行う際には、当該政令市内においては、都道府県知事ではなく政令市長の収集運搬に係る許可が有効となります。

○ 産業廃棄物処分業者

処理施設の設置場所を所管する都道府県知事（又は政令市長）の許可を受けている必要があります。

※ 政令市には、政令指定都市・中核市があり、大阪府域では大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市が該当します。

- (3) 産業廃棄物処理業の許可が有効期間内か確認してください。

※ 許可には有効期間があり、その期間内に許可の更新申請をしていないと許可が失効し、無許可業者となります。

- (4) 委託業者の選定に当たっては、複数業者から見積もりを取り、適正な処理料金について検討してください。

「適正な処理料金」の考え方について

委託した産業廃棄物が不適正処理されたとき、処理業者等に資力がなく、処理業者等のみによっては生活環境保全上の支障の除去が困難な場合には、適正な対価を負担せずに処理委託した排出事業者も措置命令の対象となります。〔法第19条の6〕

「適正な対価」の判断の目安については、環境省通知「行政処分の指針について」（令和3年4月14日環循規発第2104141号）において示されています。

この通知において、「適正な対価を負担していないとき」とは、「一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託すること」とされています。また、「その処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金」で処理委託する場合は、「当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、適正な対価を負担していない」と判断されます。

処理料金が安いからといって、産業廃棄物の委託を安易に行うと、不法投棄等の思いがけないトラブルに巻き込まれる場合があります。処理業者を選定する場合は、複数業者から見積もりを取り、適正な処理料金について検討してください。

◆ 優良産廃処理業者認定制度

優良な産業廃棄物処理業者を育成するとともに、排出事業者が優良な処理業者を選択しやすい環境を整備するために、優れた能力及び実績を有する者として以下の優良基準を満たす産業廃棄物処理業者を知事（又は政令市長）が認定する制度が創設されました（平成 23 年 4 月 1 日）。〔施行令第 6 条の 9 第 2 号、第 6 条の 11 第 2 号〕

認定を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は 7 年に延長されます（通常は 5 年）。

※優良基準…①実績と遵法性

②事業の透明性（インターネットによる情報公開）

③環境配慮の取組の実施（ISO14001・エコアクション 21 等の認証取得）

④電子マニフェストの利用

⑤財務体質の健全性

優良産廃処理業者に認定された処理業者については、許可証にその旨を表示します。大阪府（又は政令市）では、処理業者の優良認定の有無について公表しています。

また、多量排出事業者（P. 38 参照）が作成し、知事（又は政令市長）へ提出することが義務付けられている産業廃棄物処理計画書等がインターネットで公表されますが、この処理計画書には、優良認定処理業者への委託量の現状と目標を記入することとなっています。

業者選定のポイント

① 許可証の確認

- ・ 収集運搬の場合は廃棄物積み込み場所（排出事業場の所在地等）、積み下ろし場所（処分場の所在地等）、また、積替え保管を行う場合には、その場所の積替保管を含む収集運搬の都道府県知事の許可があるか（政令市の区域内に積替保管場所を有する場合には、政令市長の許可）、処分を行う場合は処分場所在地の都道府県知事（又は政令市長）の許可があるか。

- ・ 委託しようとする廃棄物の種類や処分方法は許可された事業の範囲に含まれるか。

- ・ 許可は有効期間内か。

（有効期間を過ぎていたら、無許可業者に委託したことになる場合があります。）

② 処理業者の許可に関する詳細情報について、都道府県（又は政令市）のホームページ等により確認

（参考）大阪府処理業者名簿ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/sangyohaiki/gyousyameibo/index.html>

③ 処理費用については、複数業者から見積もりを取り、適正価格を検討

④ 処理の状況の確認（P. 20 参照）

- ・ 確認の方法…現地確認、インターネットによる公表情報による確認 等

- ・ 確認の内容…処理施設の稼働状況、処理実績、維持管理記録 等

産業廃棄物処理業者の許可に関する情報は…

① 産業資源循環協会、都道府県（又は政令市）への照会

② 各都道府県（又は政令市）のホームページ公開情報を参照

③ Web 検索システムを利用

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団「産廃情報ネット」

<https://www2.sanpainet.or.jp/>

■産業廃棄物の処理委託 ー委託契約の締結ー

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、委託基準に従わなければなりません。

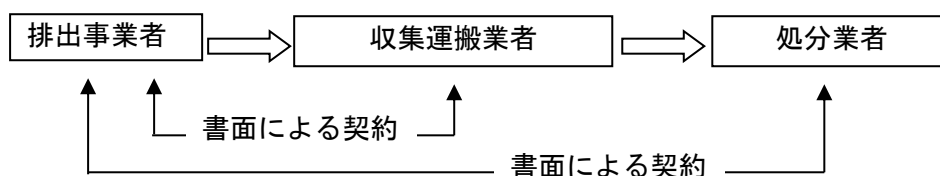
〔法第12条第6項、第12条の2第6項〕

●委託契約における遵守事項

- (1) 書面による2者間契約 〔施行令第6条の2第4号〕

産業廃棄物の委託契約は、排出事業者が「収集運搬業者」、「処分業者」それぞれと書面による契約を結ばなければなりません。

ただし、運搬と処分を同一の業者へ委託する場合は、排出事業者と「収集運搬・処分業者」との1本の契約で差し支えありません。



- (2) 契約書の保存 〔施行令第6条の2第5号〕

委託契約書は契約終了日から**5年間保存**しなければなりません。

- (3) 委託契約書の記載事項 〔施行令第6条の2第4号、施行規則第8条の4の2〕

委託契約書には下記の事項を必ず記載しなければなりません。

運搬、処分（中間処理、最終処分、再生を含む）共通の契約書記載事項	
①委託する産業廃棄物の『種類』、『数量』 ②委託契約の『有効期間』 ③委託者（排出者）が受託者（処理業者等）に『支払う料金』 ④受託者が産業廃棄物処理業許可業者である場合には、『事業の範囲』 ⑤委託者（排出者）の有する委託した産業廃棄物の適正処理に必要な情報 <ul style="list-style-type: none"> ・『性状』、『荷姿』に関する事項 ・『通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化』に関する事項 ・『他の廃棄物との混合等により生ずる支障』に関する事項 ・『JIS C0950号に規定する有害物質（鉛等6物質）の含有マークの表示』に関する事項 ・石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係る記載（※1） ・第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合、当該物質の名称及び量又は割合（※2） ・その他『取り扱う際に注意すべき事項』 ⑥『委託契約期間中における上記の適正処理に必要な情報の変更時の情報伝達方法』に関する事項 ⑦『委託業務終了時の排出者への報告』に関する事項 ⑧『委託契約解除時の未処理産業廃棄物の取扱い』に関する事項	
運搬に係る契約書記載事項	処分に係る契約書記載事項
⑨『運搬の最終目的地の所在地』 ⑩積替え又は保管を行う場合は、『積替え又は保管を行う場所の所在地』『保管できる産業廃棄物の種類』『積替えのための保管上限』 ⑪安定型産業廃棄物の積替保管を行う場合は、積替保管場所での『他の廃棄物と混合することの許否等』	⑨『処分又は再生の場所の所在地』、『処分又は再生の方法』、『処分又は再生に係る施設の処理能力』 ⑩処分又は再生を委託する場合において、当該廃棄物が法第15条の4の5第1項の許可を受けて輸入されたものであるときは、その旨 ⑪中間処理を委託するときは『最終処分の場所の所在地』、『最終処分の方法』、『最終処分に係る施設の処理能力』

※1 「石綿含有産業廃棄物」とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1% を超えて含有するもの（特別管理産業廃棄物の廃石綿等を除く）をいいます（P. 90（資料 21）参照）。産業廃棄物の種類としては、「がれき類」（石綿スレート板等）、「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」（石綿石膏ボード等）、「廃プラスチック類」（石綿含有Pタイル等）、「汚泥」（除去された工程によっては、石綿含有仕上塗材が該当する場合もある）等に該当します。

「水銀使用製品産業廃棄物」とは、水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもので、環境省令で定めるものをいいます（P. 92（資料 22）参照）。

「水銀含有ばいじん等」とは、水銀汚染物のうち、水銀又はその化合物を一定濃度を超えて含有する「ばいじん」、「燃え殻」、「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」又は「鉱さい」をいいます（特別管理産業廃棄物に該当するものを除く）（P. 94（資料 23）参照）。

※2 委託者が「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく第一種指定化学物質等取扱事業者の場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質（PRTR 制度に基づき、排出量等を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る）が含まれ、又は付着している場合に限られます。

産業廃棄物処理委託標準契約書

委託契約書記載事項を全て盛り込んだ産業廃棄物処理委託標準契約書を、P. 57（資料 7）に掲載しています。

(4) 委託契約書の添付書類 [施行規則第 8 条の 4]

委託契約書には、産業廃棄物処理業者の許可証の写しを添付、又はその業務を受託できる事業者であることを証する書面（各種認定制度の認定書写し等）を添付しなければなりません。

- ・ 許可内容が変更された場合、又は許可の有効期間を超過した場合などは、必ず有効な許可証の写し等入手して、添付するようにしてください。
- ・ 受託者が環境大臣の認定を受けている場合は、認定証の写しが必要です。
- ・ 再生利用の用に供される古紙、くず鉄（古銅等を含む）、空きびん類又は古繊維のみの再生を委託する場合には、これらの許可証・認定証の写しは不要です。

(注) 積み込む場所、積み下ろす場所で政令市長の「収集運搬（積替保管を含む）」の許可を受けている収集運搬業者が、積替保管を伴わない収集運搬（直送）を行う際には、当該政令市内においては、都道府県知事ではなく政令市長の収集運搬に係る許可が有効です。

◆ 特別管理産業廃棄物の処理委託に係る通知事項

[施行令第 6 条の 6、施行規則第 8 条の 16]

特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託する際には、受託者に対し、あらかじめ、特別管理産業廃棄物の『種類』『数量』『性状』『荷姿』及び『取り扱う際に注意すべき事項』を文書で通知し、適正に処理できることの確認を行ってください。また、交付した文書は契約書と併せて保管してください。

◆ 処理の再委託

[施行令第 6 条の 12、施行規則第 10 条の 7]

委託した処理業者が再委託することによって、処理責任の所在があいまいになり、不適正処理につながるおそれがあるため、再委託は禁止されています。ただし、運搬車の故障（運搬の再委託）や処理施設の定期修理（処分の再委託）などの場合に、再委託の基準に従った

再委託は一度だけ認められています。

※ 再委託の基準

- ・あらかじめ排出事業者の書面による承諾を受けていること。
- ・委託契約書の必要事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- ・特別管理産業廃棄物については、排出事業者から通知された上記の事項を文書で通知すること。
- ・その他委託基準の例によること。
- ・排出事業者は再委託承諾書を交付したときは、その写しを承諾の日から5年間保存しなければならない。

[法第14条第16項、第14条の4第16項、施行令第6条の12、第6条の15、施行規則第8条の4の4、第10条の7、第10条の19]

◆ 廃棄物データシート（WDS）

廃棄物処理法に定める産業廃棄物の委託基準では、排出事業者は、「産業廃棄物の適正処理に必要な情報」を産業廃棄物処理業者に提供することとされています。（P.12参照）環境省は、産業廃棄物の処理過程における事故を未然に防止し、環境上適正な処理を確保することを目的として、排出事業者が提供すべき廃棄物の性状等の情報について具体的に解説し、排出事業者が処理業者へ産業廃棄物の処理を委託する際の廃棄物情報の提供の望ましいあり方を示すガイドラインを作成しました。（「廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDS（Waste Data Sheet）ガイドライン—（第3版）」、令和7年12月）

本ガイドラインでは、排出事業者は次の16項目について、産業廃棄物の処理委託に当たって、処理業者へ文書（廃棄物データシート（WDS）等）で通知することとされています。

- ① 作成年月日
- ② 排出事業者の名称等
- ③ 廃棄物の名称
- ④ 廃棄物の発生工程
- ⑤ 廃棄物の種類
- ⑥ 特定有害廃棄物
- ⑦ 廃棄物の組成・成分情報
- ⑧ その他含有物質
- ⑨ 水道水源における消毒副生成物前駆物質
- ⑩ 有害特性
- ⑪ 廃棄物の物理的・化学的性状
- ⑫ 品質安定性
- ⑬ 荷姿
- ⑭ 排出頻度・数量
- ⑮ 特別注意事項
- ⑯ その他の情報（サンプル提供等）

廃棄物データシート（WDS）の様式の例は、P.55（資料6）をご覧ください。

廃棄物データシート（WDS）の記載に当たっては、次のことに留意してください。

○可能な限り詳細な情報を記載してください。

○排出事業者の責任において正確に記載してください。

○排出事業者と処理業者で十分協議し、両方で内容を確認の上作成してください。

○製造工程等の変更に伴い廃棄物の性状等に変更がある場合は、変更履歴に変更箇所が分かるように記載してください。

■産業廃棄物の処理委託 — マニフェストの交付 —

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物の引渡しと同時に、必要事項を記した産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。
〔法第 12 条の 3〕

●マニフェストの交付に関する遵守事項 〔施行規則第 8 条の 20〕

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付すること。
- (2) 産業廃棄物の運搬先が複数ある場合は、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 廃棄物を処理業者に引き渡す際に、委託する産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称、処分方法等が記載事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

●マニフェストに記載すべき事項 〔施行規則第 8 条の 21〕

マニフェストの様式は規則で定められていますが、準じたものとして、マニフェストが市販されています。

交付に当たっては、排出事業者は、以下の事項を漏れなく記載してください。

**枠内はすべて
排出事業者が
記載すること**

産業廃棄物管理票						
交付年月日	年 月 日	交付番号		交付担当者	氏名	
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒				所在地 〒	
	電話番号				電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
				備考・通信欄		
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）			～中間処理業者が排出事業者として交付する場合のみ記載～		
最終処分の場所	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒				所在地 〒	
	電話番号				電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒	
	住所 〒				電話番号	
	電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領欄	運搬終了年月日	年 月 日	有価物拾集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領欄	処分終了年月日	年 月 日	最終処分終了年月日 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

1. 日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物拾集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

※ 「最終処分場の場所」について

- ・最終処分場の場所が複数ある場合は、委託契約書に最終処分の予定先の記載があれば、別途委託契約書に記載されたとおりである旨を記載しても差し支えない。
- ・委託した産業廃棄物が中間処理後に一部再生され、その残りの部分が最終処分される場合には、再生処理施設と最終処分場の両方の所在地及び事業場の名称を記載すること。

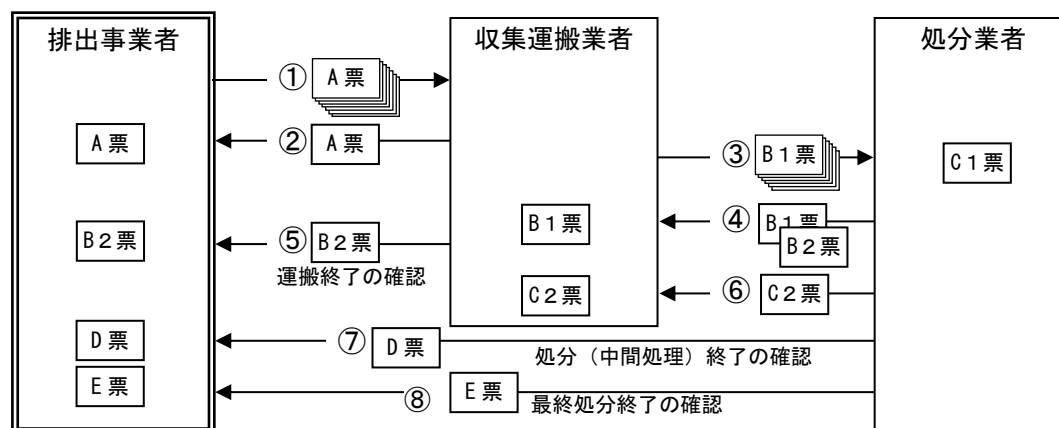
※ 「最終処分が終了した年月日」について

- ・中間処理業者に産業廃棄物の再生を委託した場合、中間処理した産業廃棄物が客観的に有償売却できる性状のものとなった年月日とする。

●マニフェストの流れ

排出事業者より交付されたマニフェストの流れは下図のように、廃棄物の処理状況に応じて排出事業者にも【B2票】【D票】【E票】が返送される仕組みとなっています。

【マニフェストの流れ（7枚綴の場合）】



- 〈廃棄物引渡し時〉 ①排出者は、マニフェストに必要事項の記載を自ら行い、記載事項を確認の上、廃棄物と共にマニフェストの全てを収集運搬業者に渡す。
- ②排出事業者は、収集運搬業者の署名が入った【A票】を受け取り、保存
- 〈収集運搬終了後〉 ③収集運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付
- ④処分業者は、署名後【B1・B2票】を収集運搬業者に返却
- ⑤収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出事業者に送付
- 〈処分終了後〉 ⑥処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を収集運搬業者に送付
- ⑦処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出者に送付
- ⑧処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に【E票】を排出事業者に送付

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入先

公益社団法人 大阪府産業資源循環協会

〒540-0011 大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル3階

TEL 06-6943-4016

FAX 06-6942-5314

●マニフェストの保存、返送確認等の義務

- (1) 保存義務 [施行規則第8条の21の2、8条の26]
マニフェストの【A票】【B2票】【D票】【E票】は5年間保存しなければなりません。
- (2) 返送等確認義務 [法第12条の3第8項、施行規則第8条の28、8条の29]
排出事業者は、マニフェストの【B2票】【D票】【E票】が規定された期間(①・②)に送付されない場合、又は規定する事項が記載されていないか、若しくは虚偽の記載があった場合は、速やかに運搬又は処分状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生防止のため必要な措置を講じ、以下の期限までに知事(又は政令市長)に措置内容等報告書を提出しなければなりません。
- ・規定された期間内に送付されない場合…当該期間が経過した日から30日以内
 - ・記載事項不備の場合…マニフェストの写しの送付を受けた日から30日以内
 - ・虚偽記載の場合…虚偽の記載のあることを知った日から30日以内
- ①【B2票】、【D票】：マニフェストの交付の日(廃棄物の引渡日)から90日以内
(特別管理産業廃棄物にあつては60日以内)
- ②【E票】：マニフェストの交付の日から180日以内

●マニフェスト交付等状況の報告

[法第12条の3第7項]

マニフェストの交付者は、交付したマニフェストに関する報告書を作成し、知事(又は政令市長)に提出しなければなりません。大阪府では集計を円滑に行い、産業廃棄物の処理の実態を把握するため独自の様式を作成していますので、ご協力をお願いします(P.65(資料8)参照)。

- 対象事業者： 全てのマニフェスト交付者(電子マニフェストを除く)
 - 対象廃棄物： 全ての産業廃棄物
 - 報告内容： 前年度のマニフェスト交付実績
産業廃棄物の種類、排出量、マニフェスト交付枚数、
運搬受託者、運搬先、処分受託者、処分場所 等
※大阪府独自項目…処分方法コード、産業廃棄物の種類等コード等
 - 提出期限： 毎年6月30日
 - 提出先： P.95の報告書等の提出先
- ※ マニフェスト交付等状況報告書に関する概要、様式、記入例については、大阪府のホームページに掲載しています。

(URL:<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshohido/report/plan-delivery.html>)

●マニフェストの交付を要しない場合

[施行規則第8条の19]

専ら再生利用の目的となる産業廃棄物(古紙、くず鉄(古銅等を含む)、空きびん類、古繊維)のみの収集運搬又は処分を業として行う者や、環境大臣の認定を受けた者(一部除外規定あり)などに産業廃棄物を委託する場合には、マニフェストの交付は不要です。詳しくはP.66(資料9)をご覧ください。

なお、その場合でも委託契約書の作成は必要となりますのでご注意ください。

●勧告・公表・命令

[法第12条の6]

マニフェストの交付、写しの送付の確認や保存、交付等状況の報告などの義務事項が適切に行われていない場合、当該事業者に対して知事(又は政令市長)が勧告を行い、事業者がその勧告に従わなかった場合はその旨を公表することがあります。また、当該公表の後も必要な措置がとられなかった場合は、その措置をとるべきことを命じることがあります(命令違反には罰則が適用されます。詳しくはP.42をご覧ください。)

●電子マニフェストシステム

[法第12条の5]

紙マニフェストの使用に代えて、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者間で情報処理センターを介して、廃棄物の委託処理の流れをコンピュータにより管理する電子マニフェストシステムがあります。

電子マニフェストを利用するには、排出事業者、収集・運搬業者、処分業者の3者が電子マニフェストシステムを導入する必要があります。

平成29年の法改正により、令和2年4月1日以降、当該年度の前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する排出事業者が、当該事業場から生ずる特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合に限り、原則として、電子マニフェストの使用の義務対象となりました。

電子マニフェストの登録が困難な場合（法令に定める場合に限りです。）を除き、電子マニフェストの使用義務者が電子マニフェストを使用せず、紙マニフェストを交付した場合は、勧告、命令等の対象となります。

電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

	項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
排出事業者	マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しの日から3日以内（土日祝日及び年末年始を含めない）にマニフェスト情報を情報処理センターに登録 ※3日以内とは、廃棄物を引渡しの日を含まない（以下同様）	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付
	処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 ②処分終了報告：D票とA票を照合して確認 ③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
	マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存し、5年分は常時確認可能）	①交付したマニフェストA票を5年間保存 ②収集運搬業者および処分業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
	マニフェスト交付等状況報告	情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェストは紙マニフェストに比べて以下のようなメリットがあります。

○事務処理の効率化

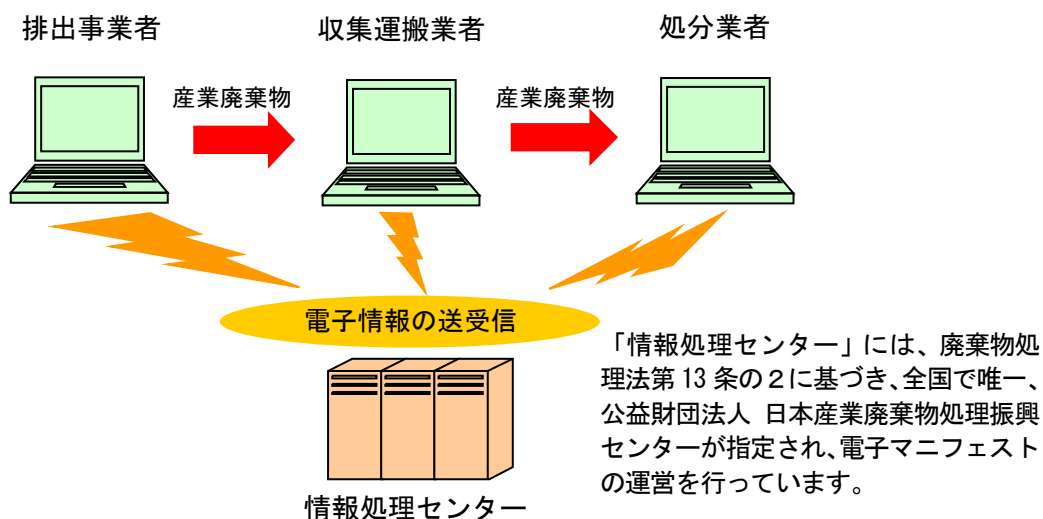
- ・ 操作が簡単で、手間がかからない（パソコン、スマートフォン、タブレット等から入力）
- ・ 画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認可能
- ・ マニフェスト情報をダウンロードして、集計等に自由に活用
- ・ マニフェストの返送が不要
- ・ マニフェスト交付等状況報告書の提出が不要
（電子マニフェストシステムに登録された情報は、情報処理センターが都道府県（又は政令市）に報告）

○法令の遵守（コンプライアンス）

- ・ 入力漏れを防止（法で定める必須項目をシステムで管理）
- ・ 運搬・処分・最終処分の終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認可能
- ・ 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者には注意喚起
- ・ マニフェストの保存が不要（保存スペースも不要）で、マニフェストの紛失の心配がない（マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存）

○透明性の確保

- ・ 不適切なマニフェストの登録・報告を防止（排出、収集運搬、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視）



電子マニフェストの申込み・問合せ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL : 0800-800-9023 (フリーアクセス 通話料無料)

TEL : 03-5807-5915 (フリーアクセスが利用できない場合)

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

■産業廃棄物の処理委託 ー適正処理の確認等ー

法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、委託した産業廃棄物の処理状況の確認に関する努力義務規定や、委託業者による処理が困難となった場合の通知等に関する規定が追加され、排出事業者の責任は一層強化されました。

●処理の状況の確認

産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行うよう努めなければなりません。〔法第 12 条第 7 項〕

処理の状況に関する確認の方法には、以下のものがあります。契約当初のみならず定期的に確認を行い、適正処理が確実に行われるように努めてください。

○委託先の中間処理施設や最終処分場等を实地に確認する方法（現地確認）

（独自のチェックリストを作成し、予め確認項目を明確にするのが望ましい。）

○デジタル技術を活用して確認する方法

（例：電磁的記録による許可内容や帳簿等の情報の確認、オンライン会議システム等を用いた処理施設の稼働状況や周辺環境の確認、情報通信機器を使用して産業廃棄物処理業者への管理体制の聴取など）

○優良認定処理業者に処理を委託している場合は、処理業者による産業廃棄物の処理状況に関するインターネットによる公表情報により確認する方法

○産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関するインターネットによる公表情報により確認する方法

※ この規定は、努力義務であるものの、処理を委託した産業廃棄物が不法投棄された場合等に排出事業者が、原状回復等の措置命令の対象となる場合として、「この規定の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。」と定められています。〔法第 19 条の 6〕

詳しくは P. 41 をご覧ください。

●処理困難の通知

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、排出事業者に通知しなければなりません。〔法第 14 条第 13 項〕

※ 困難となるおそれがある事由・・・破損その他の事故による保管上限到達、事業の廃止、施設
休廃止、埋立終了（最終処分場）、欠格要件該当、行政処分

また、当該通知を受けた排出事業者は、速やかに処理の状況を把握し、適切な措置（生活環境の保全上の支障の除去等）を講ずるとともに、マニフェストの返送を受けていない場合は、措置内容等報告書を知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。

〔法第 12 条の 3 第 8 項、施行規則第 8 条の 29〕

※ 委託した産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、処理困難通知を受けて適正な措置を講じなかった排出事業者も措置命令の対象となります。詳しくは P. 40 をご覧ください。〔法第 19 条の 5〕

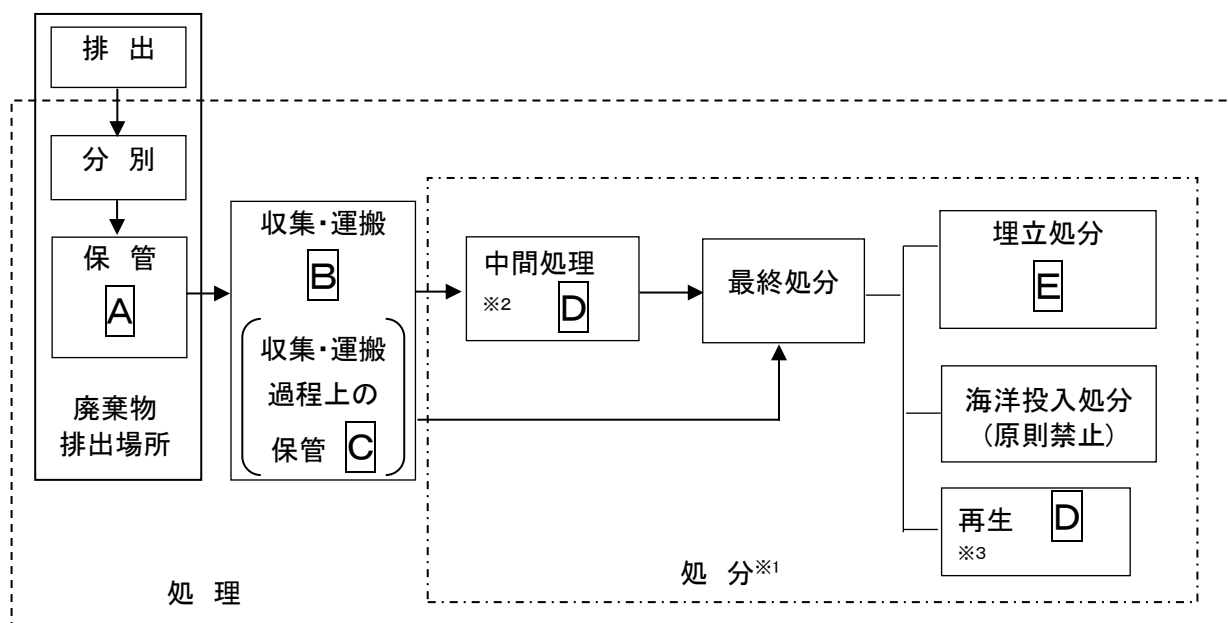
■産業廃棄物の自社での保管と処理

自社で産業廃棄物を保管し、又は自ら処理（収集、運搬、中間処理、再生等）する場合には、各種基準を遵守することが必要です。また、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理施設については、設置の許可が必要です。

●各種基準の遵守

排出場所において産業廃棄物を保管する場合は産業廃棄物保管基準を、自社で産業廃棄物を収集・運搬・中間処理・再生等の処理をする場合（排出場所以外で産業廃棄物を保管する場合を含む。）は産業廃棄物処理基準を遵守しなければなりません。〔法第12条第1項・第2項〕

これらの基準に従わなかった場合、改善命令の対象となります。〔法第19条の3〕



図中のアルファベットは、それぞれ、次ページ以降の以下の項目を参照することを示します。

- A ●排出場所における産業廃棄物の保管（P. 22）
- B ●産業廃棄物の収集・運搬（P. 24）
- C ●排出場所以外の場所での産業廃棄物の保管（P. 26）
- D ●産業廃棄物の中間処理又は再生（P. 27）
- E ●産業廃棄物の埋立処分（P. 31）

【用語】

※1 処分とは

廃棄物を、物理的、化学的、生物的な方法によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障が少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することをいいます。

※2 中間処理とは

廃棄物を、焼却・破碎・中和・脱水など、物理的、化学的、生物的な方法によって自然界に戻しても生活環境の保全上支障が生じないものに変化させることをいいます。

※3 再生とは

廃棄物を再び製品の原材料等の有価物とするため、何らかの加工等を行うことをいいます。

●排出場所における産業廃棄物の保管（産業廃棄物保管基準） **A**

排出事業者は、発生した産業廃棄物が運搬されるまでの間、以下に掲げる技術上の基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければなりません。

〔法第12条第2項、施行規則第8条〕

(1) 保管場所の要件

イ 周囲に囲いが設けられていること（廃棄物の負荷が直接かかる場合は、構造耐力上（廃棄物の荷重、風圧力、地震力等）安全であること）

ロ 見やすい箇所に次の要件を備えた掲示板が設けられていること

① 60 cm×60 cm以上であること

② 次の事項を表示していること

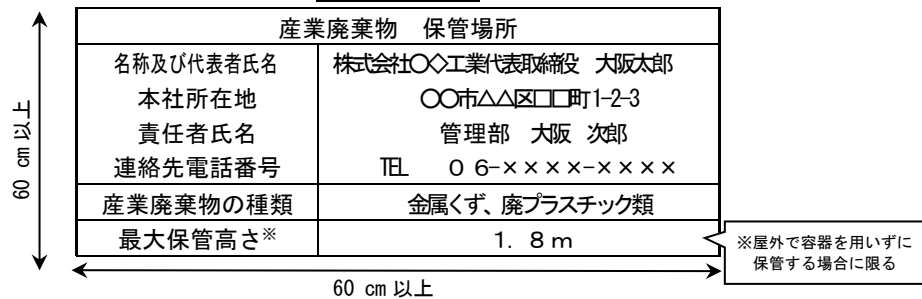
ア 産業廃棄物の保管場所である旨

イ 保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む場合はその旨）

ウ 保管場所の管理者の氏名又は名称、連絡先（管理担当部署名、電話番号）

エ 最大積み上げ高さ※（※屋外において容器を用いずに保管する場合に限る）

掲示板の例

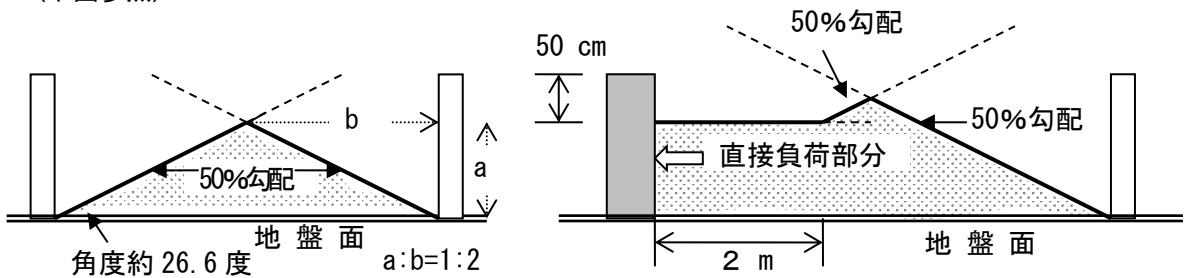


(2) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置

イ 汚水が生ずるおそれがある場合は、汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設け、かつ、底面を不浸透性の材料で覆うこと

ロ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、最大積み上げ高さを超えないこと

(下図参照)



- ・ 保管する廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下（左図）
- ・ 保管する廃棄物が囲いに接する場合（囲いに廃棄物の負荷が直接かかる場合は、囲いの内側2 mにおける高さは囲いの上端より50 cm以上低くすること、2 m以上内側は勾配50%以下とする（右図）

ハ その他必要な措置

(3) 保管場所に、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

(4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること

石綿含有産業廃棄物は、覆いを設けること、梱包すること等飛散防止の措置をとること

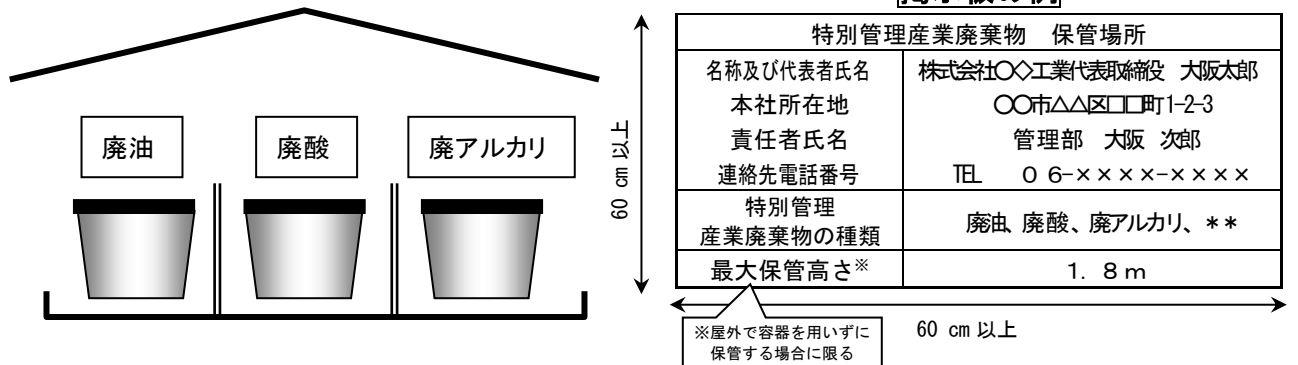
【特別管理産業廃棄物の保管の基準】（特別管理産業廃棄物保管基準）

特別管理産業廃棄物を保管する場合は、上記の保管基準に加えて下記の基準を遵守しなければなりません。 [法 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 8 条の 13]

- (1) 特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合又は特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀が混合している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次に掲げる措置を講ずること

種 類	措置の内容
●廃油 ●PCB 汚染物 ●PCB 処理物	容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置
●廃酸 ●廃アルカリ	容器に入れ密封すること等、腐食を防止するために必要な措置
●PCB 汚染物 ●PCB 処理物	腐食防止のために必要な措置
●廃水銀等	容器に入れて密封することその他の当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置 高温にさらされないために必要な措置 腐食の防止のために必要な措置
●廃石綿等	梱包すること等、廃石綿等の飛散防止のために必要な措置
●腐敗するおそれのあるもの	容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置
●感染性産業廃棄物	保管は極力短期間とし、保管場所には関係者以外立ち入れないよう配慮するとともに取扱注意の表示を行うこと。次のような容器に入れて密閉して保管し、容器にはバイオハザードマークなどの表示を行うこと。 注射針、メス等の鋭利なもの：金属製、プラスチック製等で耐貫通性のある堅牢な容器を必ず使用すること。 固形状のもの：段ボール容器（内袋利用）か、または丈夫なプラスチック袋を二重にして使用する等、堅牢な容器を使用すること。 液状又は泥状のもの：廃液等が漏洩しない、堅牢な密閉容器を使用すること。 ※「 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル 」（令和 8 年 4 月 環境省） 参照 環境省ホームページ https://www.env.go.jp/content/900534354.pdf

特別管理産業廃棄物の保管例（屋内保管）



- ・それぞれの特別管理産業廃棄物の保管場所に仕切りを設けて、他のものが混入しないようにし、容器に入れ密閉する
- ・保管場所に設ける掲示板には、特別管理産業廃棄物が保管されていることが分かるようにして、廃棄物の種類、責任者、保管量等を分かるように記載する

●産業廃棄物の収集・運搬 B

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬を行う場合には、飛散、流出しないようにすること等、以下に掲げる基準を満たさなければなりません。

【収集・運搬の基準】

[施行令第6条第1項第1号、第6条の5第1項第1号]

収集・運搬の基準（一部）
<p>①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>②収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>③収集・運搬の施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>このほか、詳しくはP. 71（資料12）をご覧ください。</p>

【運搬車の表示及び書面備え付け】

産業廃棄物を収集運搬する際には、運搬車に産業廃棄物を収集運搬している旨等の表示と、運搬先等を記載した書類の備え付けが必要です（特別管理産業廃棄物を運搬する場合には、産業廃棄物を特別管理産業廃棄物に読み替えます）。

[施行規則第7条の2の2、第8条の5の3]

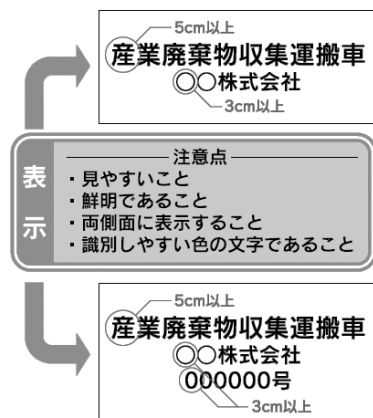
1. 表示義務について

排出事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 排出事業者名

(参考) 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 業者名
- ③ 許可番号（下6けたに限る）



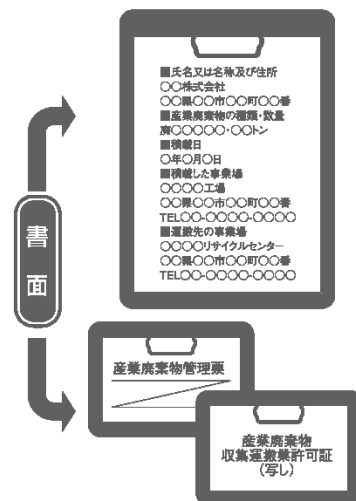
2. 書類の携帯義務について

排出事業者が自ら産業廃棄物を運搬する場合は、産業廃棄物の運搬車に、次のような書面を備えつけておかなければなりません。

- ① 氏名又は名称及び住所
- ② 運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ③ 運搬する産業廃棄物を積載した日
- ④ 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ⑤ 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

(参考) 産業廃棄物収集運搬業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ① 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
 - ※ 電子マニフェストの場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類、数量等を記載した書面又はこれらの電子情報
- ② 産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し



【特別管理産業廃棄物の収集・運搬の基準】

特別管理産業廃棄物を収集・運搬する場合は、上記の収集・運搬の基準に加えて以下の基準を遵守しなければなりません。
〔施行令第6条の5第1項第1号〕

- ① 特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して収集・運搬すること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物が混合している場合又は特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混在している場合であって、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合を除く。
- ② 感染性産業廃棄物、PCB 廃棄物又は廃水銀等の収集・運搬を行う場合には、次によること。
 - 必ず運搬容器に収納して収集・運搬すること。
 - 運搬容器は次の構造を有するものであること。
 - ・密閉できること
 - ・収納しやすいこと
 - ・損傷しにくいこと
- ③ 次の事項を記載した文書を携帯すること。又は、運搬容器に当該事項が表示されていること。
 - 特別管理産業廃棄物の種類
 - 取り扱う際に注意すべき事項

（注意） 建設工事から排出した産業廃棄物の収集・運搬

元請業者（発注者から直接、工事を請け負った者）以外の者（下請け業者など）が、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けずに、当該工事から排出された産業廃棄物を運搬する行為は、無許可の産業廃棄物収集運搬業に該当するので、絶対に行ってははいけません。

（例外）建築物等の新築・増築・解体以外の建設工事で一定の条件を満たす場合において、下請け業者が下請負契約で定めるところにより行う運搬は、収集運搬業の許可が無くても行うことができます。〔法第21条の3第3項〕
詳しくは、P.44（資料1）をご覧ください。

●排出場所以外の場所（収集・運搬過程）での産業廃棄物の保管 C

〔施行令第6条1号ホ、3条1号チ・リ、施行規則第1条の4〕

(1) 保管の条件

排出場所以外の場所（収集・運搬過程）においては、積替えを行う場合を除いて、産業廃棄物を保管してはいけません。

産業廃棄物を保管する場合は、さらに次の条件を満たす必要があります。

- あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること
- 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること

(適合例)

- ・ 廃棄物発生場所から小型の車両で運搬し、処分先に運搬・搬入するために大型の車両やコンテナに積み替えるための保管。
- ・ 複数の品目が混合した廃棄物を、品目別に分別して、それぞれの処分先に運搬する車両に積み替えるための保管。

(適合しない例)

- ・ 廃棄物の処分先を決めず、必要な処分委託契約もすることなく保管すること。
- ・ 運搬先に搬出できる量がすでに集積しているにもかかわらず、運搬する時期を決めることなく保管を継続していること。

(2) 保管量の上限

保管量の上限を超えて産業廃棄物を保管してはいけません。

保管量の上限は、当該保管場所における一日平均搬出量の7倍です。

ここでいう一日平均搬出量は、前月の産業廃棄物の総搬出量を、前月の総日数で除して得た値です。
〔平成10年5月7日衛環37号、平成10年6月17日衛環52号改定〕

(例) 前月の総日数が30日で、前月の搬出量の合計が100 m³である場合

→ 当月の産業廃棄物の保管量上限は、 $100 \div 30 \times 7 = 23.3 \text{ m}^3$ となります。

(3) 保管場所の要件、産業廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発散防止措置等

A に示す産業廃棄物保管基準（P. 22 参照）と同様です。

(4) 法・条例に基づく届出等 〔法第12条第3項・第4項、第12条の2第3項・4項〕

〔条例第17条、第17条の2、第18条〕

事業者自らが排出した産業廃棄物を事業場の外で自ら保管する場合には、大阪府循環型社会形成推進条例等に基づき、産業廃棄物の保管の届出が必要となる場合があります。また、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を保管する場合は、法に基づく届出も必要になる場合があります。詳しくはP. 67（資料10）及びP. 69（資料11）をご覧ください。

(注意) 建設工事から排出した産業廃棄物の保管

元請業者（発注者から直接、工事を請け負った者）以外の者（下請け業者など）が、積替え・保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可を受けずに、産業廃棄物を排出した建設工事現場以外の場所（資材置場等）で当該産業廃棄物を保管する行為は、無許可の産業廃棄物収集運搬業に該当するので、絶対に行ってはいけません。

●産業廃棄物の中間処理又は再生 D

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の中間処理又は再生を行う場合には、以下に掲げる基準を満たさなければなりません。

特に廃棄物の焼却については、以下に定める場合を除く焼却行為を行った場合は、例え未遂の場合であっても、罰則の対象になるため注意が必要です。詳細な罰則の内容については P. 42 をご覧ください。 [法第 16 条の 2、施行令第 14 条]

- ① 廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準にしたがって行う場合
- ② 「家畜伝染病予防法」、「あへん法」など他の法令による場合
- ③ 公益上、社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺環境の生活環境に与える影響が軽微であるものとして施行令第 14 条に定めるもの
 - ・ 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【処理の基準】

[施行令第 6 条第 1 項第 2 号、第 6 条の 5 第 1 項第 2 号]

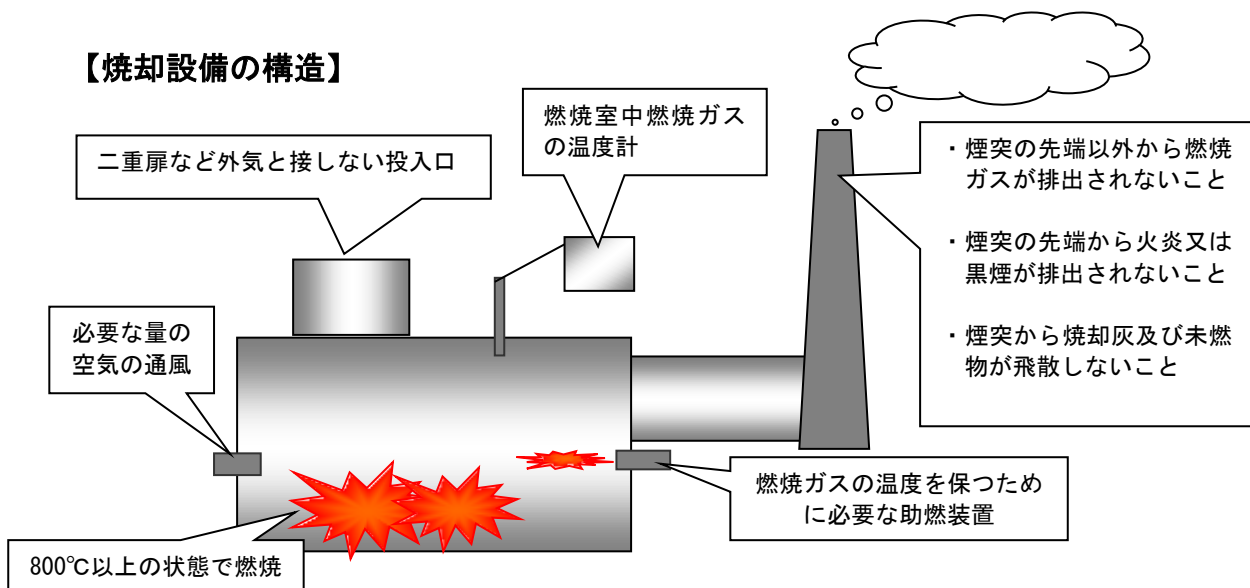
中間処理又は再生の基準	
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）	特別管理産業廃棄物
①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）が飛散し、及び流出しないようにすること ②処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること ③処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがないように必要な措置を講ずること ④産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）を焼却する場合には、(1)、(2)を満足するよう焼却すること (1) 次の構造を有する焼却設備を用いること ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が 800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること ウ 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。ただし、廃棄物を 1 回の投入で燃やし切る方式も可とする。 エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること ただし、加熱することなく、燃焼ガス温度を保つことができる廃棄物のみを焼却する場合等はこの限りではない。 (2) 次の方法により焼却すること（平成 23 年 4 月 1 日環境省告示第 29 号「環境大臣の定める焼却の方法」） ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること イ 煙突の先端から火炎又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が 25% を超える黒煙が排出されないように焼却すること。 ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること ※ 一定以上の処理能力を有する産業廃棄物の処理施設（P. 36（表-3））に該当する場合は、産業廃棄物処理施設の設置の許可が必要になります。	

中間処理又は再生の基準	
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）	特別管理産業廃棄物
<p>産業廃棄物、一般廃棄物を問わず、④の処理基準に適合しない焼却（不法焼却）は、法第 16 条の 2 違反となり罰則が適用されます。未遂も罰則の適用があります。ただし、災害時等について一部例外があります。</p>	
<p>⑤産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること）を行う場合には、(1)、(2)を満足するよう行うこと。</p> <p>(1) 次の構造を有する熱分解設備を用いること</p> <p>(1)-1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合</p> <p>ア 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造であること。</p> <p>イ 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができること。</p> <p>ウ 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>エ 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあっては、残さが発火しないよう、残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>オ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成した炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の 40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の 25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあっては、この限りでない。）できるものであること。</p> <p>(1)-2 再資源化事業等高度化法第 17 条第 3 項に規定する認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する施設の設備である場合にあっては、再資源化事業等高度化法施行規則第 51 条第 2 号の環境大臣が定める方法において用いられる設備が有する構造とする。</p> <p>(1)-3 (1)-1、(1)-2 以外の場合にあっては産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 次の方法により熱分解すること。（平成 17 年 1 月 12 日環境省告示第 1 号「環境大臣が定める熱分解の方法」）</p> <p>(2)-1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合</p> <p>ア 排出口以外から処理に伴って生じたガスが排出されないよう熱分解を行うこと。</p> <p>イ 排出口から処理に伴って生じた残さが飛散しないよう熱分解を行うこと。</p> <p>ウ 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを燃焼させる場合にあっては、排出口から火炎又は日本産業規格 D8004 に定める汚染度が 25%を超える黒煙が排出されないようにすること。</p> <p>(2)-2 再資源化事業等高度化法第 17 条第 3 項に定める認定高度分離・回収事業計画に記載された廃棄物の処分の用に供する施設の設備である場合にあっては、廃太陽電池に係る処分の基準等（令和 7 年 11 月環境省告示第 85 号）第 6 条に規定する方法による。</p> <p>(2)-3 (2)-1、(2)-2 以外の場合にあっては、(2)-1 のア及びイによること。</p>	
<p>⑥(1) 石綿含有産業廃棄物の基準</p> <p>石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める次の方法。ただし、収集・運搬のため必要な破碎又は切断であって環境大臣が定める方法（石綿含有産業廃棄物を排出する場所における運搬車への積込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行う方法であって、石綿含有産業廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有産業廃棄物を湿潤化する方法）により行うものについては、この限りでない。</p> <p>ア「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」において石綿が検出されないよう溶融する方法</p>	

中間処理又は再生の基準	
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）	特別管理産業廃棄物
<p>イ 環境大臣による無害化処理認定に係る無害化処理の方法</p> <p>ウ 市町村がその事務として産業廃棄物を処理する場合において、「廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設」に係る構造基準に適合する施設において同施設に係る維持管理基準に従い溶融する方法</p> <p>エ ア～ウの方法により処理を行う設備に投入するため必要な破碎又は切断を当該処理を行う施設において行う方法（平成18年7月27日環境省告示第102号「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法」）</p>	
<p>⑥(2) 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の基準</p> <p>ア 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること</p> <p>イ これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀（水銀化合物を含む）の割合が相当の割合以上であるものとして以下のもの（※）の処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める次の方法により水銀を回収すること</p> <p>○ 水銀使用製品産業廃棄物は、次のいずれかの方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ばい焼設備を用いてばい焼するとともに、ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法 ・ 水銀使用製品産業廃棄物から水銀を分離する方法であって、水銀が大気中に飛散しないように必要な措置が講じられている方法 <p>○ 水銀含有ばいじん等は、ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であって、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法とする。</p>	
<p>※水銀使用製品産業廃棄物</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 スイッチ及びリレー、2 気圧計、3 湿度計、4 液柱形圧力計、5 弾性圧力計、6 圧力伝送器、7 真空計、8 ガラス製温度計、9 水銀充滿圧力式温度計、10 水銀体温計、11 水銀式血圧計、12 ひずみゲージ式センサ、13 真空ポンプ、14 ホイール・バランス、15 推進薬、16 灯台の回転装置、17 水銀トリム・ヒール調整装置、18 放電管（放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）、19 差圧式流量計、20 浮ひょう形密度計、21 傾斜計、22 積算時間計、23 容積形力計、24 滴下水銀電極、25 電量計、26 ジャイロコンパス、27 握力計</p> </div>	
<p>※水銀含有ばいじん等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい 水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を1,000 mg/kg 以上含有するもの ・ 廃酸又は廃アルカリ 水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む）を1,000 mg/L 以上含有するもの </div>	
<p>⑥特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p>	
<p>⑦産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分又は再生に当たって保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 廃棄物の保管は、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p>	
<p>(2) 保管基準に適合すること。 (P. 22(1)～(4)の規定参照)</p>	<p>(2) 次の規定に適合すること。</p> <p>ア 特別管理産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等、必要な措置を講ずること。ただし、感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、それ以外の物が混入するおそれのない場合を除く。</p> <p>イ 特別管理産業廃棄物の種類に応じ、次の措置を講ずること。</p>

中間処理又は再生の基準							
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）	特別管理産業廃棄物						
	<table border="1"> <tr> <td>廃油、 PCB 汚染物、PCB 処理物</td> <td>容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>PCB 汚染物、PCB 処理物</td> <td>腐食防止のために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>腐敗するおそれのあるもの</td> <td>容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置</td> </tr> </table> <p>ウ 掲示板には、「処分等のための保管上限」を加えること。</p>	廃油、 PCB 汚染物、PCB 処理物	容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置	PCB 汚染物、PCB 処理物	腐食防止のために必要な措置	腐敗するおそれのあるもの	容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置
廃油、 PCB 汚染物、PCB 処理物	容器に入れ密封すること等、揮発防止のために必要な措置及び高温にさらされないために必要な措置						
PCB 汚染物、PCB 処理物	腐食防止のために必要な措置						
腐敗するおそれのあるもの	容器に入れ密封すること等、腐敗防止のために必要な措置						
<p>(3) 保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の処理能力の14日分を超えないようにすること。なお、</p> <p>ア 船舶により運搬する場合で保管上限を超える場合 ：（船舶積載量＋7日分）まで可</p> <p>イ 処理施設において連続7日以上定期点検、修理を行う場合 ：（点検、修理の日数分＋7日分）まで可（ただし、点検、修理終了後60日以内に14日分までに戻すこと。）</p> <p>ウ 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築、除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片、アスファルト・コンクリートであって分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において上記廃棄物を再生のために保管する場合 ：処理能力の28日分（アスファルト・コンクリートの破片にあつては70日分）まで可</p>	<p>(3) 保管を行う場合には、保管量が、処理施設における1日当りの処理能力の14日分を超えないようにすること。</p>						

【焼却設備の構造】



※ 焼却施設では、産業廃棄物の焼却にかかる事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。詳しくはP. 32をご覧ください。

○中間処理又は再生に当たっては、前記の基準に加えて、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類により、別途基準が設けられています。詳しくはP. 72（資料13）をご覧ください。

●産業廃棄物の埋立処分 E

〔施行令第6条第1項第3号、第6条の5第1項第3号〕

事業者は、自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、自社の土地であっても、また埋立処分する面積の大小に関わらず最終処分場の設置許可を受けなければ埋立処分することができません（構造又は維持管理の基準が別途適用）。

埋立処分場には、安定型処分場、管理型処分場及び遮断型処分場がありますが、そのうち、安定型処分場で処分ができる種類は、下表の廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類等の一部に限られます。その他、埋立処分の基準の詳しい内容については、P. 75（資料14）をご覧ください。

安定型産業廃棄物

〔施行令第6条第1項第3号イ〕

(1) 廃プラスチック類（ただし下記のものを除く）

- ・自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む）、電気機械器具の破砕に伴って生じたもの。以下同じ。）
- ・廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているもの。以下同じ。）
- ・廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、保管、収集、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。）以下同じ。）
- ・水銀使用製品産業廃棄物

(2) ゴムくず

(3) 金属くず（ただし下記のものを除く）

- ・自動車等破砕物
- ・廃プリント配線板
- ・廃容器包装
- ・鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板であって不要物であるもの
- ・水銀使用製品産業廃棄物

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし下記のものを除く）

- ・自動車等破砕物
- ・廃ブラウン管（側面部に限る）
- ・廃石膏ボード
- ・廃容器包装
- ・水銀使用製品産業廃棄物

(5) がれき類

(6) (1)～(5)の産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

また、廃棄物の不法投棄は、例え未遂の場合であっても罰則の対象になるため注意が必要です（詳細な罰則の内容については、P. 42, 43 をご覧ください。）。廃棄物の不法投棄とは、法第16条に規定する投棄禁止規定（何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。）に違反する行為をい、「みだりに捨てる」に該当するかどうかは、廃棄物処理法の趣旨である生活環境の保全及び公衆衛生の向上に照らし具体的状況を前提として社会通念上許容されるかどうかで判断します。したがって、自社の敷地内といえども穴を掘って廃棄物を埋める行為や、下水道や公共用水域に未処理の廃液を流す行為などは不法投棄に該当する場合があります。

●帳簿の記載と保存

(1) 帳簿記載義務

① 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している場合

〔施行令第6条の4第1号〕

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を自ら処理するために産業廃棄物処理施設（施行令第7条で定める施設）又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者は、当該処理施設において処理される産業廃棄物の種類ごとに下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

区分	記 載 内 容
処分	① 処分年月日 ② 処分方法ごとの処分量 ③ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。

② 事業場の外において自ら産業廃棄物の処分を行う場合

〔施行令第6条の4第2号〕

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において自ら当該産業廃棄物の処分を行う事業者は、当該産業廃棄物の種類ごとに、下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

区分	記 載 内 容
運搬	① 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	① 当該産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法ごとの処分量 ④ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	運搬又は処分に係る産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、処理の区分に応じそれぞれ記載内容に掲げる事項について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。

③ 特別管理産業廃棄物を生じ自ら処理する場合 [法第12条の2第14項]

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関して、特別管理産業廃棄物の種類ごとに下表に示す事項を記載した帳簿を備え、保存しなければなりません。

区分	記 載 内 容
運搬	① 特別管理産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 ② 運搬年月日 ③ 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ④ 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
処分	① 特別管理産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地 ② 処分年月日 ③ 処分方法ごとの処分量 ④ 処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量

※ 法改正（平成23年4月1日施行）により、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合の帳簿の記載は不要になりました。

(2) 帳簿記載時期等及び帳簿の保存

帳簿記載時期等及び帳簿の保存については下表のとおりです。

遵守事項	① 事業場ごとに備えること。 ② 毎月末までに前月分の記載を終了すること。 ③ 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。 ④ 閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。
------	--

帳簿の例

(事業所の外において自ら産業廃棄物の処分を行う場合)

産業廃棄物を生じた事業場	名称	
	所在地	
産業廃棄物を処分した事業場	名称	
	所在地	

産業廃棄物の種類	
----------	--

運 搬						処 分				
年月日	運搬方法	運搬先	量(kg)	積替保管の場所	積替保管の搬出量(kg)	年月日	処分方法	量(kg)	処分後の持出先	処分後の持出量(kg)

●産業廃棄物処理施設

〔法第 15 条第 1 項、施行令第 7 条〕

自社内において施行令第 7 条で定める産業廃棄物処理施設（P. 36（表-3））を設置し、又は構造等の変更をする場合には知事（又は政令市長）の許可を受けなければなりません（許可申請手続き等については、P. 83～88（資料 15～19）参照）。

設置の許可を受けるためには、施行規則等で定める技術上の基準に適合しているほか、周辺地域の生活環境の保全及び一定の周辺施設について適正な配慮がなされた設置計画・維持管理計画であることが必要です。

産業廃棄物処理施設に係る設置・変更・譲受け・合併・相続等については、必ず所管行政庁へ問い合わせをしてください。万一、許可を受けずに産業廃棄物処理施設の設置や構造等の変更を行った場合は罰則の適用がありますのでご注意ください。

また、産業廃棄物処理施設の設置者には帳簿の記載と保存（P. 32）のほか、次に掲げる事項が義務付けられています。

(1) 適正な維持管理

① 産業廃棄物処理施設については、施行規則等で定める維持管理の技術上の基準及び許可申請書に記載した『維持管理に関する計画』に従い、適正な維持管理を行わなければなりません。
〔法第 15 条の 2 の 3 第 1 項〕

② 産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設、PCB 関連施設、最終処分場に限る）の設置者は、維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する情報であって施行規則で定める事項について、当該月の翌月の末日から 3 年間、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければなりません。
〔法第 15 条の 2 の 3 第 2 項〕

③ ②の産業廃棄物処理施設においては、維持管理に関し、施行規則で定める事項について記録し、これを施設に備え置き、生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければなりません。
〔法第 15 条の 2 の 4〕

④ 管理型最終処分場及び安定型最終処分場においては、埋立処分終了後の維持管理を適正に行うための費用として、埋立処分が終了するまでの間、維持管理積立金を積立てなければなりません。（積立金は、埋立処分終了後に取り戻すことができます。）
〔法第 15 条の 2 の 4〕

(2) 技術管理者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければなりません。ただし事業者が自ら技術管理者になることもできます。〔法第 21 条第 1 項〕

技術管理者になるためには、施行規則で定める資格が必要です。（資料 20 P. 89 参照）
〔法第 21 条第 3 項〕

技術管理者は、廃棄物処理法で定める維持管理の技術上の基準に違反することがないように、施設の維持管理をする事務に従事する他の職員を監督しなければなりません。
〔法第 21 条第 2 項〕

(3) 産業廃棄物処理責任者の設置

産業廃棄物処理施設の設置者は、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため産業廃棄物処理責任者を置かなければなりません。ただし、事業者が自ら産業廃棄物処理責任者になることもできます。
〔法第 12 条第 8 項〕

産業廃棄物処理責任者となるためには、特に資格は必要ありませんが、管理者的立場にある人を選任するよう努めてください。

- (4) 処理施設の定期検査 〔法第 15 条の 2 の 2〕
 産業廃棄物処理施設の設置者は、5 年 3 か月ごとに知事（又は政令市長）の検査を受けなければなりません。
- (5) 産業廃棄物の処理施設における事故時の措置
- ① 以下に定める施設（以下、「特定処理施設」という。）の設置者は、特定処理施設において破損その他の事故が発生し、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を知事（又は政令市長）に届け出なければなりません。 〔法第 21 条の 2 第 1 項〕
 - ② 知事（又は政令市長）は、特定処理施設の設置者が応急措置を講じていないと認めるときは、当該応急措置を講ずよう命ずることができます。 〔法第 21 条の 2 第 2 項〕

事故時の措置を講じなければならない産業廃棄物の処理施設（特定処理施設）

〔施行令第 24 条、施行規則第 18 条〕

- ① 施行令第 7 条で定める産業廃棄物処理施設
- ② 焼却施設（処理能力 50 kg/時以上又は火床面積 0.5 m² 以上のもの）
- ③ 熱分解設備、乾燥設備、廃プラスチック類の熔融設備、廃プラスチック類の固形燃料化設備又はメタン回収設備が設けられている処理施設であって、処理能力が 1 トン/日以上のもの
- ④ 廃油の蒸留施設、特別管理産業廃棄物である廃酸・廃アルカリの中和設備が設けられている処理施設であって、処理能力が 1 m³/日以上のもの

◆ **産業廃棄物の焼却施設から排出される排ガス中ダイオキシン類の基準**

産業廃棄物の焼却施設について施行規則で定める維持管理の技術上の基準では、燃焼室の処理能力に応じて下表のとおり排ガス中のダイオキシン類濃度の基準が定められています。

単位：ng-TEQ/Nm³

燃焼室の処理能力	新設施設基準 (H9.12.2～)	既設施設基準 (～H9.12.1)
4 トン/時以上	0.1	1
2～4 トン/時	1	5
2 トン/時未満	5	10

※ ダイオキシン類対策特別措置法では、廃棄物焼却炉（火床面積が 0.5 m² 以上又は焼却能力が 50 kg/時以上）に対して上表の基準が適用されます。ただし、同法の施行日（H12.1.15）までに設置工事に着手した廃棄物焼却炉には、既設施設基準が適用されます。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により、廃棄物焼却炉の設置者は、排ガス・排水・燃え殻等に含まれるダイオキシン類の濃度を年 1 回以上測定し、知事（又は政令市長）に報告することが必要です。知事（又は政令市長）は、報告を受けた測定の結果を公表します。

〔ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条〕

【表－3 産業廃棄物処理施設の種類の種類】

〔施行令第7条〕

処理施設の種類の種類		対象規模	備考		
中間処理	1	汚泥の脱水施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの		
	2	汚泥の乾燥施設	天日乾燥以外	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの	
			天日乾燥	処理能力 100 m ³ /日 を超えるもの	
	3	汚泥の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 5 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く	
	4	廃油の油水分離施設	処理能力 10 m ³ /日 を超えるもの		
	5	廃油の焼却施設	次のいずれかに該当するもの イ 処理能力 1 m ³ /日 を超えるもの ロ 処理能力 200 kg/時間 以上のもの ハ 火格子面積 2 m ² 以上のもの	廃 PCB 等を除く 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く	
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	処理能力 50 m ³ /日 を超えるもの	中和槽を有するものであること 放流を目的とするものを除く	
	7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力 5 トン/日 を超えるもの		
	8	廃プラスチック類の焼却施設	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 100 kg/日 を超えるもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの	PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く	
	8の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力 5 トン/日 を超えるもの	事業者が設置する移動式のものを除く	
	9	施行令別表第3の3に掲げる物質*又はダイキソ類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全 て の も の		
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全 て の も の		
	10の2	廃水銀等の硫化施設	全 て の も の		
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	全 て の も の			
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	全 て の も の			
12	廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	全 て の も の			
12の2	廃 PCB 等**又は PCB 処理物の分解施設	全 て の も の			
13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	全 て の も の			
13の2	産業廃棄物の焼却施設 (上記3、5、8、12 に掲げるものを除く)	次のいずれかに該当するもの (1) 処理能力 200 kg/時間 以上のもの (2) 火格子面積 2 m ² 以上のもの			
最終処分	14	最終処分場	イ. 遮断型最終処分場	全 て の も の	施行令第6条第1項第3号ハ(1)から(5)まで及び第6条の5第1項第3号イ(1)から(7)までに掲げる特定の有害産業廃棄物
			ロ. 安定型最終処分場	全 て の も の (水面埋立地を除く)	施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)までに掲げる安定型産業廃棄物
			ハ. 管理型最終処分場	全 て の も の	イ、ロ以外の産業廃棄物

* 施行令別表第3の3に掲げる物質：

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロエタン、1,1,2-トリクロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、有機塩素化合物、銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、弗化物、バリウム又はその化合物、クロム又はその化合物、ニッケル又はその化合物、パラジウム又はその化合物、フェノール類、1,4-ジクロロベンゼン

**PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む。

◆ 改善命令等及び許可の取消し (P. 88 (資料 19) 参照)

産業廃棄物処理施設の許可の技術上の基準、維持管理の技術上の基準、申請書に記載した『設置に関する計画』『維持管理に関する計画』に適合しないとき及び施設の設置者が違反行為（廃棄物処理法又は廃棄物処理法に基づく処分に違反する行為をいいます。以下同じ。）をしたときなどには、知事（又は政令市長）は、必要な改善を命じ、又は期間を定めて施設の使用の停止を命ずることができます。 [法第 15 条の 2 の 7]

また、施設の設置者が欠格要件 (P. 84 (資料 16) 参照) に該当するに至ったときや違反行為をし情状が特に重いときなどには、知事（又は政令市長）は、許可を取り消さなければならず、産業廃棄物処理施設の許可の技術上の基準、維持管理の技術上の基準、申請書に記載した『設置に関する計画』『維持管理に関する計画』に適合しないときなどには、知事（又は政令市長）は、許可を取り消すことができます。 [法第 15 条の 3]

なお、施設の設置許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、2 週間以内にその旨を知事（又は政令市長）に届け出なければなりません。

[法第 15 条の 2 の 6 第 3 項で準用する法第 9 条第 6 項]

◆ 同様性状の一般廃棄物の処理についての特例 [法第 15 条の 2 の 5]

設置許可を受けている産業廃棄物処理施設について、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものを当該施設において処理する場合、一般廃棄物処理施設の設置許可を不要とする特例制度があります。ただし、当該一般廃棄物の処理を開始する日の 30 日前までに知事（又は政令市長）に届け出る必要があります。（知事（又は政令市長）がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合（大量に発生した災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない場合等）を除く。）

◆ 熱回収施設設置者の認定制度 [法第 15 条の 3 の 3]

- ・ 産業廃棄物処理施設であって熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する廃棄物処理施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、知事（又は政令市長）の認定を受けることができます。
- ・ 認定は、5 年ごとにその更新を受けなければ失効します。
- ・ 知事（又は政令市長）は、認定熱回収施設設置者が、認定基準に適合しなくなったときは、認定を取り消すことができます。
- ・ 認定熱回収施設設置者は、産業廃棄物の処分に当たって行う保管基準が緩和されます。（産業廃棄物の保管量の上限が、通常は 1 日当たりの処理能力の 14 日分のところを 21 日分まで可能となります。）
- ・ 認定熱回収施設設置者は、施設の休廃止等をしたとき又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、知事（又は政令市長）にその旨を届け出なければなりません。

※ 認定の申請方法や認定の基準は、環境省のホームページ「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」(<https://www.env.go.jp/content/900534153.pdf>) を参照してください。

■多量排出事業者制度

事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）は、廃棄物の減量化や適正処理に関する処理計画を作成し、毎年、知事（又は政令市長）に提出しなければなりません。また、その処理計画の実施状況について毎年、知事（又は政令市長）に報告しなければなりません。

〔法第12条第9項・第10項、第12条の2第10項・第11項〕

事業者から提出された処理計画や実施状況の内容は、知事（又は政令市長）が公表するものとされており、情報が公開されることにより住民への情報提供や周知が図られ、排出事業者の自主的な産業廃棄物の排出抑制や減量化の取組が促進されることが期待されます。

〔施行令第6条の3、第6条の7〕

●多量排出事業者の要件

多量排出事業者とは、次の要件①又は②に該当する事業者です。

①前年度における産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が1,000トン以上の事業場を設置する事業者

②前年度における特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者

※発生量とは産業廃棄物が発生した直後の量であり、脱水や焼却などの処理前の量をいう。

●処理計画書と実施状況報告書

多量排出事業者は、事業場ごとに中・長期的な視野に立った上で当該年度における計画を作成し、知事（又は政令市長）に提出してください。計画の作成に当たっては、その事業内容や廃棄物の種類、性状等の事業場の特性を考慮した自主的な取組を反映した目標を設定することができます。

また、前年度に処理計画書を提出した事業者は、当該年度において多量排出事業者に該当するか否かにかかわらず、その処理計画の実施状況報告書を作成し、知事（又は政令市長）に報告してください。処理計画書・実施状況報告書の提出義務違反は罰則の対象となるため、注意が必要です。（詳細な罰則の内容については、P.42をご覧ください。）

計画又は報告書名	対象事業場	提出期限	根拠法令
産業廃棄物処理計画書	年度当たりの産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場	その翌年度の6月30日	法第12条第9項
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	産業廃棄物処理計画書を提出した事業場	計画年度の翌年度の6月30日	法第12条第10項
特別管理産業廃棄物処理計画書	年度当たりの特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場	その翌年度の6月30日	法第12条の2第10項
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	特別産業廃棄物処理計画書を提出した事業場	計画年度の翌年度の6月30日	法第12条の2第11項

※ 処理計画書等の様式、記載例については、大阪府のホームページに掲載しています。
(URL:<https://www.pref.osaka.lg.jp/0120060/jigyoshohido/report/plan-report.html>)

●産業廃棄物処理計画書の内容

〔施行規則第8条の4の5、第8条の17の2、様式第2号の8、第2号の13〕

産業廃棄物処理計画書の様式については、平成22年廃棄物処理法改正までは施行規則で様式が定められていませんでしたが、法改正（平成23年4月1日施行）により、様式の統一化が行われました。産業廃棄物処理計画書に記載する内容は次のとおりです。

※ 産業廃棄物処理計画書や処理計画実施状況報告書の作成については、環境省のホームページ「多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル(第3版)」を参照してください。

(URL:https://www.env.go.jp/recycle/taryou_manyuaru.pdf)

○計画期間

- ・ 4月から翌年3月までの1年間を計画期間とすることを基本とします。

○当該事業場において現に行っている事業に関する事項

- ・ 産業廃棄物の一連の処理の工程等を記載してください。

○産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- ・ 管理体制図等を記載してください。

○産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- ・ 産業廃棄物の種類ごとの排出量：現状と計画の目標
- ・ 排出抑制の取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

○産業廃棄物の分別に関する事項

- ・ 分別している産業廃棄物の種類：現状と今後の予定
- ・ 分別に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

○自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・ 自ら再生利用を行った産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
- ・ 再生利用に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

○自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

- ・ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
- ・ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
- ・ 中間処理に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

○自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項

- ・ 自ら埋立処分を行った産業廃棄物の種類ごとの量：現状と計画の目標
- ・ 埋立処分に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

○産業廃棄物の処理の委託に関する事項

- ・ 産業廃棄物の種類ごとの全処理委託量：現状と計画の目標
- ・ 優良認定処理業者（P. 11）への処理委託量：現状と計画の目標
- ・ 再生利用者への処理委託量：現状と計画の目標
- ・ 認定熱回収施設設置者（P. 37）への処理委託量：現状と計画の目標
- ・ 認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行う業者への処理委託量：現状と計画の目標
- ・ 処理委託に関する取組：これまでに実施した取組と今後実施する予定の取組

●産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容

〔施行規則第8条の4の6、第8条の17の3、様式第2号の9、第2号の14〕

○産業廃棄物処理計画における計画期間

○産業廃棄物処理計画における目標値

○産業廃棄物の種類ごとに計画の実施状況（実績値）を記入した処理フロー

●公表について

〔施行規則第8条の4の7、第8条の17の4〕

処理計画書と実施状況報告書の公表方法については、従来の縦覧から法改正により、平成23年10月1日よりインターネットの利用により行うこととなりました。

なお、大阪府への処理計画書の提出及び実施状況の報告に当たっては、電子申請による報告にご協力ください。電子申請の手続きについては大阪府ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.pref.osaka.lg.jp/o120060/jigyoshohido/report/plan-report.html>)

■行政処分

知事（又は政令市長）は廃棄物処理法の施行に必要な限度において、報告徴収及び立入検査をする権限が与えられています。

報告徴収や立入検査の結果、廃棄物処理法違反の事実が把握された場合には、その違反の程度に応じて、行政指導や行政処分が行われます。

●報告徴収及び立入検査

〔法第 18 条、第 19 条〕

廃棄物処理法の施行に必要な限度において、知事（又は政令市長）は排出事業者等から廃棄物の処理、施設の構造・維持管理について、必要な報告を求めることができます。

また、知事（又は政令市長）はその職員に排出事業者の事業場や処理施設のある土地や建物に立ち入り、廃棄物の処理、施設の構造・維持管理に関する帳簿や書類、その他の物件を検査させることができます。

※ 法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）により、報告徴収及び立入検査の対象として「土地所有者等のその他の関係者」が、立入検査の対象として「車両、船舶その他の場所」が追加されました。この報告徴収及び立入検査の権限は、「廃棄物であることの疑いのある物」についても対象となります。

●改善命令

〔法第 19 条の 3〕

排出事業者、処理業者が産業廃棄物処理基準・保管基準に適合しない産業廃棄物の処理・保管を行った場合、知事（又は政令市長）は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、期限を定めて、廃棄物の処理・保管方法の変更その他必要な措置を講じるよう命ずることができます。改善命令の対象は、処理基準・保管基準が適用される者に限られます。

法第 19 条の 5 に規定する措置命令の対象者（次ページ参照）

- ① 当該保管、収集、運搬又は処分を行った者
- ② 不適正な委託により当該処理が行われたときは、当該委託をした者
- ③ 産業廃棄物の発生から当該処分に至るまでの一連の処理の行程においてマニフェストに関する義務に違反した者
 - マニフェストを交付しない者
 - 規定された記載事項を記載せず、又は虚偽の記載をしてマニフェストを交付した者
 - マニフェストの写しを送付せず、又は規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてマニフェストの写しを送付した者
 - マニフェストを回付しなかった者
 - マニフェスト又はマニフェストの写しを保管しなかった者
 - 以下の場合に、運搬又は処分の状況を把握せず、適切な措置を講じなかった者
 - ・ 施行規則で定める期間内にマニフェストの写しの送付を受けなかったとき
 - ・ 規定された記載事項を記載せず、若しくは虚偽の記載のあるマニフェストの送付を受けたとき
 - ・ 委託業者から処理困難通知を受けたとき
 - マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者
 - 受託した産業廃棄物の処理を完了せずに、マニフェストの写しを送付した者
 - 情報処理センターに登録する場合において、報告せず若しくは虚偽の報告をした者又は虚偽の登録をした者
- ④ 当該処分に関与した者（上記の者に対して当該保管、収集、運搬又は処分又は上記の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が不適正処理をすることを助けた者）

●措置命令

(1) 法第 19 条の 5 に規定する措置命令

産業廃棄物処理基準・保管基準に適合しない産業廃棄物の処理（収集・運搬を含む）・保管が行われ、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、知事（又は政令市長）は、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずることを命じることができます。

※ 法改正により、許可を取り消された廃棄物処理業者、事業を廃止した廃棄物処理業者等に対しても適用が拡大されました。

(2) 法第 19 条の 6 に規定する措置命令

措置命令の対象となる不法投棄等の事案において、原因者である処分者等に資力がないため、原状回復などの支障の除去等の措置を十分にできない場合には、排出事業者も、排出事業者責任の趣旨に照らして、措置命令の対象となることがあります。

○ 排出事業者が措置命令の対象となる場合

- ・ 産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき（P. 10 参照）
- ・ 不適正処理が行われることを知り又は知ることができたとき
- ・ 処理を委託する場合に、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行わないなど排出事業者の注意義務の規定に照らし、排出事業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき

●行政代執行

[法第 19 条の 8]

措置命令の対象となる不法投棄等の事案において、次のような場合は、知事（又は政令市長）自らがその支障の除去等の措置を行う、いわゆる行政代執行を講ずることができます。

行政代執行に要した費用については、措置命令の対象者から徴収することになります。

○ 行政代執行を講ずる場合

- ・ 支障の除去等の措置を命ぜられた者が期限までに措置を講じないとき
- ・ 支障の除去等の措置を命ずべき者を確知することができないとき
- ・ 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合で、命令をするいとまがないとき

※ マニフェスト制度に係る勧告・公表・命令については、P. 17 に記載しています。

■ 罰則

廃棄物処理法の罰則は他法令と比較しても大変厳しいものとなっています。また、未遂罪（不法投棄、不法焼却、無確認輸出）や目的犯（不法投棄、不法焼却）、予備罪（無確認輸出）も導入されています。その背景には、不法投棄等の不適正処理が後を絶たないことから、法改正の度に排出者責任に基づき罰則が強化されてきたことがあります。

事業者は、法の定めに従い、産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。万一、法に違反した場合は、以下に掲げる罰則が適用されます。

【廃棄物処理法の罰則（排出事業者に関する事項）】

違反事項		罰則
措置命令違反	法第 19 条の 5 第 1 項 法第 19 条の 6 第 1 項	【法第 25 条】 5 年以下の拘禁刑若しくは 1000 万円以下の罰金又はその併科 【法第 32 条】 両罰規定 ※印については法人に対して 3 億円以下の罰金（法人重課）
無許可業者への委託禁止違反	法第 12 条第 5 項 法第 12 条の 2 第 5 項	
処理施設の無許可設置	法第 15 条第 1 項	
処理施設の無許可構造等変更	法第 15 条の 2 の 6 第 1 項	
廃棄物の無確認輸出（未遂含む）※	法第 15 条の 4 の 7 第 1 項	
廃棄物の不法投棄（未遂含む）※	法第 16 条	
廃棄物の不法焼却（未遂含む）※	法第 16 条の 2	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	法第 16 条の 3	
委託基準違反	法第 12 条第 6 項 法第 12 条の 2 第 6 項	【法第 26 条】 3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金又はその併科
処理施設の使用停止・改善命令違反	法第 15 条の 2 の 7	
処理基準・保管基準に係る改善命令違反	法第 19 条の 3	
処理施設の無許可での譲り受け・借り受け	法第 15 条の 4	【法第 32 条】 両罰規定
国外廃棄物の無許可輸入	法第 15 条の 4 の 5 第 1 項	
国外廃棄物の輸入許可条件違反	法第 15 条の 4 の 5 第 4 項	
不法投棄・不法焼却目的収集運搬	法第 16 条 法第 16 条の 2	
廃棄物の無確認輸出予備	法第 15 条の 4 の 7 第 1 項	【法第 27 条】 2 年以下の拘禁刑若しくは 200 万円以下の罰金又はその併科 【法第 32 条】 両罰規定

違反事項		罰則	
マニフェスト交付義務違反 (不交付、未記載、虚偽記載)	法第 12 条の 3 第 1 項 (法第 15 条の 4 の 7 第 2 項での準用を含む)	【法第 27 条の 2】 1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金	
マニフェスト保存義務違反	法第 12 条の 3 第 2 項・第 6 項		
電子マニフェスト虚偽登録	法第 12 条の 5 第 1 項・第 2 項 (法第 15 条の 4 の 7 第 2 項での準用を含む)		
マニフェスト制度に係る義務違反者 への措置命令違反	法第 12 条の 6 第 3 項		
事業場外保管の届出義務違反	法第 12 条第 3 項 法第 12 条の 2 第 3 項	【法第 29 条】 6 月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金	
欠格要件該当届出義務違反	法第 15 条の 2 の 6 第 3 項		
処理施設の使用前検査受検義務違反	法第 15 条の 2 第 5 項 法第 15 条の 2 の 6 第 2 項		
処理困難通知義務違反・虚偽通知	法第 14 条第 13 項 法第 14 条の 4 第 13 項		
特定処理施設に係る事故時の措置 命令違反	法第 21 条の 2 第 2 項	【法第 32 条】 両罰規定	
帳簿備付け、記載、保存義務違反	法第 12 条第 13 項 法第 12 条の 2 第 14 項		
処理施設定期検査受検義務違反	法第 15 条の 2 の 2 第 1 項		
処理施設届出義務違反	法第 15 条の 2 の 6 第 3 項		
最終処分場埋立終了届出義務違反			
最終処分場廃止確認義務違反			
処理施設維持管理記録義務違反	法第 15 条の 2 の 4		
産業廃棄物処理責任者、特別管理産 業廃棄物管理責任者、技術管理者設 置義務違反	法第 12 条第 8 項 法第 12 条の 2 第 8 項 法第 21 条第 1 項		
報告義務違反	法第 18 条		
立入検査の拒否・妨害・忌避	法第 19 条第 1 項・第 2 項		
事業場外保管の届出義務違反(非常 災害時)	法第 12 条第 4 項 法第 12 条の 2 第 4 項		【法第 33 条】 20 万円以下の過料
多量排出事業者産業廃棄物処理計 画提出義務違反	法第 12 条第 9 項 法第 12 条の 2 第 10 項		
多量排出事業者産業廃棄物処理計 画実施状況報告義務違反	法第 12 条第 10 項 法第 12 条の 2 第 11 項		

※ 両罰規定：法人又は人の業務に関して従業員が法違反をした場合、行為者を罰するほか、その法人又は人に罰金刑が科されます。